

# 図書館要覧

平成27年度



福岡市総合図書館

FUKUOKA CITY PUBLIC LIBRARY

## ◎ 開館時間及び休館日

開館時間	<<総合図書館>> 平日・土曜日 午前10時～午後7時（映像ホール：午前10時～午後10時） 日曜日・休日 午前10時～午後6時（映像ホール：午前10時～午後6時）  <<分館>> 午前10時～午後6時
休館日	<<総合図書館・分館>> 毎週月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日） 毎月末日（その日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日に当たるときは、その日後において最初の土曜日、日曜日、月曜日及び休日でない日） 年末年始（12月28日～翌年1月4日） 図書特別整理期間（不定）

## ◎ 図書の貸出

事項	個人貸出	団体貸出
登録条件	福岡都市圏内に居住，または福岡市内に通勤・通学する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者が明確であること</li> <li>・本の保管場所があること</li> <li>・会員数が大人と子ども合わせて20人以上であること</li> </ul>
貸出冊数	1人10冊以内	1団体1,000冊までとし，実情に応じて決定する。
貸出期間	2週間以内	団体の希望に応じて3～6ヶ月
貸出方法	コンピューターによる貸出 分館と共通	図書館車等による巡回配本

※ 表紙は，福岡市総合図書館外観

# 目 次

I. 沿革	1
II. 運営組織と予算	3
1. 運営組織	3
2. 予算	4
III. 施設概要	5
1. 総合図書館の施設概要	5
2. 分館の施設概要	7
3. 総合図書館及び分館の入館者数	7
IV. 図書館活動	8
1. 図書資料部門	8
図書資料部門（総合図書館）の概要	8
図書資料部門（分館）の概要	9
総合図書館・分館の活動及び実績	9
2. 文書資料部門	24
文書資料部門の概要	24
文書資料部門の活動及び実績	25
3. 映像資料部門	28
映像資料部門の概要	28
映像資料部門の活動及び実績	29
4. 広報活動	32
5. 研究活動	32
6. 九州国連寄託図書館	33
7. 福岡市立点字図書館	34
8. 福岡市総合図書館運営審議会	35
V. 条例，関係規則等	36
1. 福岡市総合図書館条例	36
2. 福岡市総合図書館条例施行規則	42
3. 図書館法	54
4. 学校図書館法	56
5. 著作権法（抜粋）	58
6. 著作権法施行令（抜粋）	58
7. 公文書館法	59
8. 博物館法（抜粋）	60
9. 子どもの読書活動の推進に関する法律	61
10. 文字・活字文化振興法	62
VI. 福岡市勢概要	64
福岡市総合図書館新ビジョン	66

# I. 沿 革

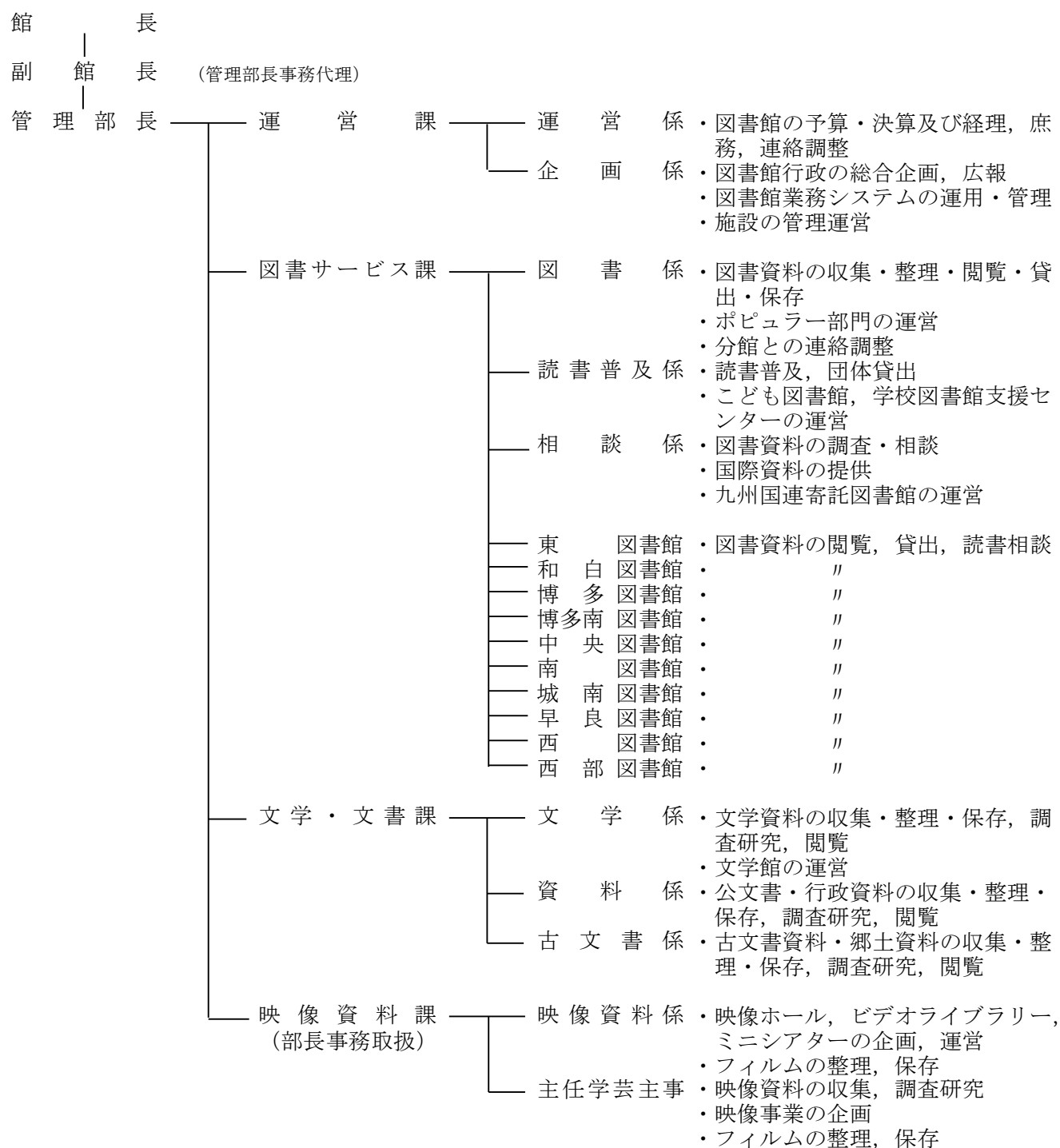
年 月 日	事 項
昭和29. 11. 18	福岡市中央公民館内に少年図書室設置，蔵書4,997冊で，主として小・中・高校生の館内利用開始
29. 12. 1	移動図書館車「青い鳥号」購入，周辺部の市民（少年）に対する巡回貸出開始
34. 8. 1	「青い鳥号」による貸出方式を，個人貸出から読書団体への団体貸出に切り替える
46. 5. 5	市立少年文化会館（現・市立少年科学文化会館）開設に伴い，少年図書室の機能を併合（少年図書室は廃止）
47. 2. 1	福岡市総合計画により，市民図書館の建設，各区に市民センター建設の方針決定
49. 10. 31	旧博多プレイランドの施設を転用し，図書館として51年度に開館する方針決定
51. 5. 30	博多区築港本町に福岡市民図書館開館
52. 7. 16	東市民センター開館，図書室の利用開始
53. 7. 22	南市民センター開館，図書室の利用開始
55. 3. 23	中央市民センター開館，図書室の利用開始
5. 5	福岡市民図書館にこども図書館開館
56. 7. 1	図書の貸出，返却に電算機導入
57. 2. 14	西市民センター（現・早良市民センター）開館，図書室の利用開始
58. 8. 26	博多市民センター開館，図書室の利用開始
59. 4. 1	福岡市民図書館保存書庫整備
8. 1	城南市民センター開館，図書室の利用開始
63. 1. 1	西市民センターが早良市民センターに名称変更
3. 1	新たに西市民センター開館，図書室の利用開始，全区に市民センター図書室が揃う
10. 25	九州国連寄託図書館を承認開設
平成元. 7. 20	福岡市新図書館基本構想委員会発足
2. 2. 27	福岡市新図書館基本構想答申
3. 1. 31	福岡市新図書館基本計画答申
10. 27	特別資料室内に国際資料コーナーを開設
7. 7. 5	新図書館竣工
12. 1	新図書館の開館準備のため，福岡市民図書館休館
8. 4. 1	福岡市総合図書館設置，各市民センター図書室の分館化，総合図書館オンラインシステムの稼動
6. 29	早良区百道浜に福岡市総合図書館開館
10. 7. 1	パソコン通信による蔵書検索システムの一般公開開始
11. 1. 5	障害者への図書郵送貸出サービス開始
7. 15	福岡市総合図書館ホームページ開設
12. 1. 30	博多南図書館開館
12. 27	パソコン通信による蔵書検索システムを廃止
13. 3. 2	九州大学中央図書館と相互貸借開始
4. 1	福岡都市圏の公共図書館等で広域利用開始
14. 5. 25	福岡市総合図書館と福岡市赤煉瓦文化館を活用した「福岡市文学館」を開設
10. 1	福岡工業大学付属図書館，福岡歯科大学情報図書館，福岡女学院大学図書館と相互貸借開始
15. 8. 9	和白図書館開館
11. 27	F I A F（国際フィルムアーカイヴ連盟）に加盟
16. 5. 1	西南学院大学図書館と相互貸借開始
10. 1	九州産業大学図書館と相互貸借開始
17. 4. 1	福岡女子大学付属図書館と相互貸借開始
18. 4. 1	中村学園大学図書館と相互貸借開始
11. 1	福岡大学図書館と相互貸借開始

年 月 日	事 項
平成19. 4. 1	新図書館システムの稼働，I C タグの導入
	自動貸出機を福岡市総合図書館に2台，各9分館に1台設置，全分館にB D S の設置
10. 10	インターネット及び検索機（OPAC）による予約受付開始
22. 4. 1	アミカス図書室資料データおよび図書取り扱いの一元化
7. 20	西部図書館開館
8. 10	情報プラザ，地下鉄博多駅，別府駅に図書返却ポスト設置
24. 4. 1	西鉄薬院駅ビル，地下鉄西新駅，早良区入部出張所に図書返却ポスト設置
	有料宅配サービスの開始
10. 1	福岡県立図書館との相互返却サービス開始
25. 4. 2	自動返却機を福岡市総合図書館に2台，各10分館に1台設置
26. 4. 1	木の葉モール橋本に図書返却ポスト設置
4. 2	福岡市無料公衆無線LANサービス「F u k u o k a C i t y W i - F i」供用開始
6. 20	福岡市総合図書館新ビジョン策定
11. 1	福岡市総合図書館の駐車場有料化開始
27. 2. 26	議会図書室への図書貸出開始
4. 1	福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ福祉図書・情報室）との相互返却サービス開始
	学校図書館支援センター開設，本格運用開始

## II. 運営組織と予算 (平成27年5月1日現在)

### 1. 運営組織

#### (1) 組織図及び分掌事務



#### (2) 職員配置

(単位:人)

区分	総合図書館	分館	合計
一般職員	33 (7)	0 (0)	33 (7)
嘱託職員	41 (32)	66 (53)	107 (85)
合計	74 (39)	66 (53)	140 (92)

※ ( )内は, 司書資格者数を再掲

## 【内訳】

	総合図書館						
	館長	部長	運営課	図書サービス課	文学・文書課	映像資料課	計
職員数	1	1	8	41 (32)	17 (6)	6 (1)	74 (39)

※ ( )内は、司書資格者数を再掲

	分館										
	東	和白	博多	博多南	中央	南	城南	早良	西	西部	計
職員数	7 (6)	7 (5)	6 (6)	7 (5)	7 (5)	6 (6)	7 (5)	6 (5)	7 (5)	6 (5)	66 (53)

※ ( )内は、司書資格者数を再掲

## 2. 予算

事	項	金額 (千円)
1	給与費等	314,878
2	管理運営費	775,900
	一般管理費	170,121
	施設管理費	249,339
	分館運営費	332,210
	映像機器の更新	4,000
	新ビジョン推進経費	5,335
	学校図書館支援センター運営費	14,895
3	主催事業費	3,330
	講座等経費	1,307
	映像企画事業等経費	1,523
	図書館外施設でのアジア映画上映	500
4	資料収集経費	161,170
	図書購入費	84,304
	映像資料購入費	2,465
	図書整理費	29,944
	文書資料整理等経費	32,717
	収集保存等経費	11,740
5	図書利用サービス費	162,132
	一般利用サービス費	159,146
	団体貸出運営費	2,796
	こども図書館運営費	190
6	国連寄託図書館経費	9,018
	国連寄託図書館運営費	9,018
7	文学館費	14,172
	文学館管理運営費	11,238
	文学館事業費	2,934
8	施設整備費	485,047
	総合図書館施設整備費	22,334
	図書館分館整備事業	462,713
合計		1,925,647

### Ⅲ. 施設概要

#### 1. 総合図書館の施設概要

所在地 福岡市早良区百道浜三丁目7番1号  
敷地面積 19,818㎡  
延床面積 24,120㎡  
構造 鉄筋コンクリート造・地上5階建  
施設内容等

電話 092-852-0600  
FAX 092-852-0609  
開館日 平成8年6月29日

区 分		階	面積(㎡)	説 明	
図 書 資 料 部 門	ポピュラー資料部門	1	2,409	小説, 文庫本, 実用書などを排架 館全体の貸出・返却センター	
	こども図書館			乳幼児から中学生までの図書や絵本, 紙芝居などを排架	
	点字図書館			点字図書等の貸出, 対面朗読サービス	
	学習室	1	348	利用者の読書及び学習用 (174席)	
	主題別部門	2	4,000	自然科学, 社会科学等のレファレンスカウンター 国際資料部門, 九州国連寄託図書館	
	グループ研究室	2	36	図書館資料を使ったグループ研究用	
	パソコンルーム	2	68	インターネット利用, 持参パソコンの利用	
	マイクロリーダー室	2	17	新聞等のマイクロフィルム閲覧	
	小 計		6,878		
	団 体 貸 出	団体貸出書庫	1	420	団体貸出図書の貸出・返却
団体貸出室		1	143		
文庫連絡室		1	35		
車庫		1	119		
小 計			717		
図 書 保 存	新聞収蔵庫	3	460	古い新聞の保存・利用	
	書庫出納室	4	30	最大120万冊の保存, 自動搬送機でカウンターへ搬送	
	通常書庫	4	2,001		
	集密書庫	4	690		
	小 計		3,181		
収集整理室	3	413	図書資料の受入・整理		
計		11,189			
文 書 資 料 部 門	ギャラリー	1	75	福岡ゆかりの文学資料等を展示	
	文書資料室	2	378	行政資料などを排架 公文書・古文書資料のマイクロフィルム閲覧	
	郷土・特別資料室	2	602	福岡地域に関する郷土資料, アジア文化賞 関係図書, 福岡ゆかりの文学資料等を排架	
	保 存 ス ペ ー ス	マイクロフィルム保存庫	2	83	公文書, 古文書資料, 郷土資料, 新聞資料 等のマイクロフィルム保存
		文書資料書庫B	2	244	行政資料を保存
		福岡文学資料室	3	50	福岡ゆかりの文学者や団体の資料を保存
		文書資料収蔵庫2	3	125	公文書を保存
		文書資料書庫A	4	406	公文書を保存
		文書資料収蔵庫1	4	377	古文書資料等を保存
		貴重書庫	4	118	古文書資料等を保存
		小 計		1,403	
	文学資料整理室	3	38	福岡ゆかりの文学資料の収集・整理	
	文書資料整理室	3	237	公文書, 古文書資料等の収集・整理	
計		2,733			





## 2. 分館の施設概要

<b>東図書館</b>	〒813-0003 福岡市東区香住ヶ丘一丁目12番1号 東市民センター内 TEL(092)661-2125 FAX(092)661-2129 昭和52年7月16日開館/361㎡(1階) (鉄筋コンクリート造3階建一部4階建, 延3,085㎡)
<b>和白図書館</b>	〒811-0213 福岡市東区和白一丁目22番27号 和白地域交流センター内 TEL(092)608-8490 FAX(092)608-8495 平成15年8月9日開館/630㎡(4階) (鉄筋コンクリート造6階建, 延4,923㎡)
<b>博多図書館</b>	〒812-0015 福岡市博多区山王一丁目13番10号 博多市民センター内 TEL(092)472-5996 FAX(092)472-5999 昭和58年8月26日開館/541㎡(3階) (鉄筋コンクリート造5階建 延4,123㎡)
<b>博多南図書館</b>	〒812-0883 福岡市博多区南本町二丁目3番1号 博多南地域交流センター内 TEL(092)502-8580 FAX(092)502-8579 平成12年1月30日開館/562㎡(2階) (鉄筋コンクリート造11階建, 延18,279㎡うち福岡市部分8,577㎡)
<b>中央図書館</b>	〒810-0042 福岡市中央区赤坂二丁目5番8号 中央市民センター内 TEL(092)751-9534 FAX(092)751-9535 昭和55年3月23日開館/486㎡(1階) (鉄筋コンクリート造3階建一部4階建, 延3,406㎡)
<b>南図書館</b>	〒815-0032 福岡市南区塩原二丁目8番2号 南市民センター内 TEL(092)561-3048 FAX(092)561-3054 昭和53年7月22日開館/478㎡(1階) (鉄筋コンクリート造3階建, 延5,218㎡)
<b>城南図書館</b>	〒814-0142 福岡市城南区片江五丁目3番25号 城南市民センター内 TEL(092)864-4823 FAX(092)864-4824 昭和59年8月1日開館/562㎡(1階) (鉄筋コンクリート造4階建, 延4,068㎡)
<b>早良図書館</b>	〒814-0006 福岡市早良区百道二丁目2番1号 早良市民センター内 TEL(092)845-8835 FAX(092)845-8841 昭和57年2月14日開館/520㎡(2階) (鉄筋コンクリート造4階建一部5階建, 延4,099㎡)
<b>西図書館</b>	〒819-0005 福岡市西区内浜一丁目4番39号 西市民センター内 TEL(092)884-3874 FAX(092)884-3895 昭和63年3月1日開館/453㎡及び児童図書室99㎡ 計552㎡(1階) (鉄筋コンクリート造4階建, 延5,208㎡)
<b>西部図書館</b>	〒819-0367 福岡市西区西都二丁目1番1号 西部地域交流センター内 TEL(092)807-8802 FAX(092)807-8884 平成22年7月20日開館/610㎡(2階) (鉄筋コンクリート造3階建, 延6,762㎡)

※ 市民センター内にある分館の開館年月日は、市民センターの開館年月日を表示

## 3. 総合図書館及び分館の入館者数

(単位:人)

	平成26年度	平成25年度	平成24年度
総合図書館	1,757,239	1,809,714	1,794,548
東図書館	146,015	162,357	150,404
和白図書館	246,494	262,574	220,286
博多図書館	182,204	163,622	178,256
博多南図書館	258,242	241,999	193,057
中央図書館	304,269	292,079	266,336
南図書館	211,213	209,424	205,296
城南図書館	301,617	308,426	344,622
早良図書館	103,250	208,378	202,668
西図書館	296,677	299,993	295,396
西部図書館	252,729	265,023	228,544
分館合計	2,302,710	2,413,875	2,284,865
総合計	4,059,949	4,223,589	4,079,413

## IV. 図 書 館 活 動

### 1. 図書資料部門

#### 図書資料部門（総合図書館）の概要

(1) 基本方針

図書資料部門は、総合図書館を生涯学習推進の中核施設と位置づけ、学習・情報・文化などの各分野において多様化・高度化する市民ニーズに的確に応えるため、市民生活に密着した情報提供を行うとともに、

- ア 本市の図書館システム全体を統括するセンター機能
- イ 幅広い豊富な資料を備える、高度で多様なレファレンスの中核機能
- ウ 特にアジアを中心とした国際資料・情報の収集・提供を図る国際資料センター機能を有する福岡市の中央図書館としてその整備充実を図る。

(2) 事業概要

- ア 図書資料の収集・整理・保存  
総合図書館は各分館との緊密なネットワークを構成し、図書、逐次刊行物、新聞の収集について一層の充実を努め、本館での基本資料の一元的保存を行う。
- イ 貸出・返却サービスの充実  
交通不便等の理由により来館困難な方への利用者サービスの向上を図るため、市中心部、交通結節点など市内9カ所に図書返却ポスト等を設置するとともに、有料宅配サービスを実施している。  
また、福岡県立図書館との相互返却サービスの提供も行っている。
- ウ レファレンスサービスの充実  
利用者から寄せられる質問・相談に対し、一般参考、人文科学、社会科学、自然科学、国際、国連などの所蔵資料やオンラインデータベース等の電子情報を活用してレファレンスサービスの充実を図る。
- エ 読書普及活動  
読書活動ボランティア講座や講演会等を行う。
- オ 団体貸出  
地域文庫をはじめとする地域団体、留守家庭子ども会や学校・PTA等の登録団体に対し図書館車や配本車による図書資料の団体貸出を行い、子ども達をはじめ広く市民の読書活動への支援を行う。
- カ 各種図書館間協力ネットワークの構築  
県内公共図書館、国立国会図書館、大学図書館、専門図書館との相互協力ネットワークの推進を図る。
- キ 学校図書館への支援  
学校図書館の効果的運用を図るため、総合図書館内に「学校図書館支援センター」を設置し、学校図書館関係者を対象とし、「情報」「ひと」「もの」の3点から支援を行う。

(3) 27年度の主な事業

事 業 名	内 容	実 施 時 期
貸出・返却拠点等の新設	図書館サービスが行き届かない地域に対して、交通の便のよい公共施設などに図書の貸出・返却拠点の新設を推進し、図書館利用者の利便性の向上を図る。 平成27年度は中央区荒戸の「ふくふくプラザ」内に返却拠点を設置予定。 また、南区内における候補地の検討を行う。	4月
レファレンスサービスの充実	電子メールによるレファレンスサービスを実施し、利用者への図書館サービスの充実と利便性の向上を図る。	平成27年度
学校図書館支援センターの本格運用開始	各学校が、学校図書館を効果的に運用できるように、学校図書館関係者を対象として、「情報」「ひと」「もの」の3点から支援を行う。 平成26年9月から準備を進め、平成27年4月1日に学校図書館支援センター開設、本格運用開始。	4月から 本格運用

## 図書資料部門（分館）の概要

平成8年の総合図書館の設置を機会に、それまでの市民センター内図書室を総合図書館の分館として位置付け、相互に緊密な連携を図り図書館サービスの充実を図っている。

### (1) 総合図書館との連携

#### ア 図書の選定及び購入の一体化

(ア) 総合図書館で、見計らい新刊書等により選定

(イ) 発注、購入事務は、総合図書館で一括管理、整備基準も同一

#### イ サービス方法の一体化

(ア) 同一の電算オンラインシステムによる登録、貸出、返却（図書貸出カード各館共通利用）

(イ) 図書の相互貸借による効率的利用

(ウ) レファレンス業務の有機的連携

(エ) 全市的な予約受付による迅速な資料提供

#### ウ 各種読書行事の共同開催

#### エ 連絡会、研修会等の開催

#### オ 連絡車を毎日運行

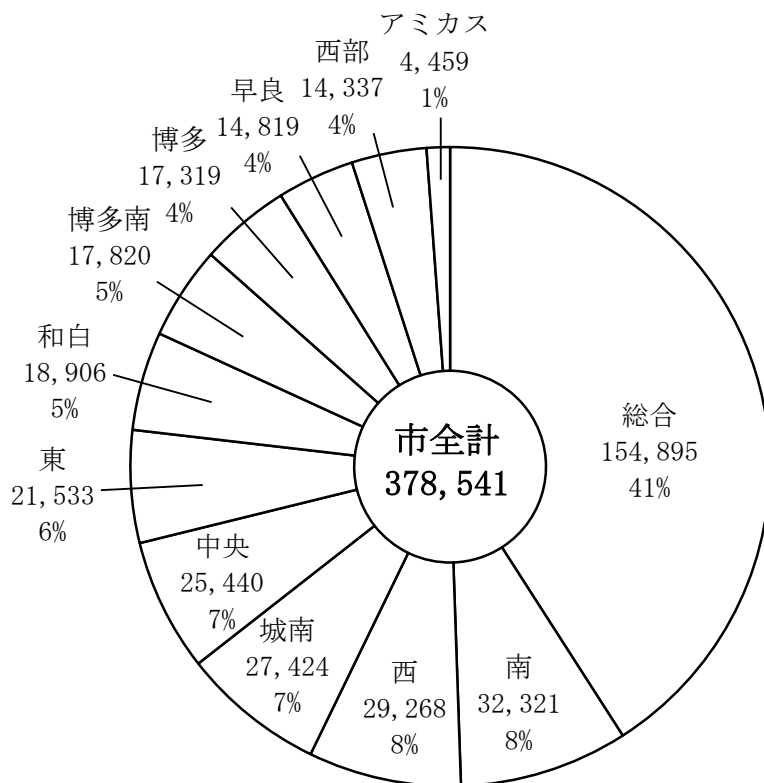
### (2) 蔵書及び奉仕活動

各館の図書収容能力は約60,000冊である。一般図書については、教養、家事、趣味、小説などを主として、特に女性や高齢者対象の実用書も充実している。児童図書は誰でも気軽に親しみやすい絵本、物語、むかしばなし、童話や紙芝居などを所有している。また「おはなし会」その他の読書行事等を実施し、地域での読書普及活動に努めている。

## 総合図書館・分館の活動及び実績

### (1) 資料の利用状況

平成26年度個人登録者数 館別構成（単位：人）



ア 個人登録者数

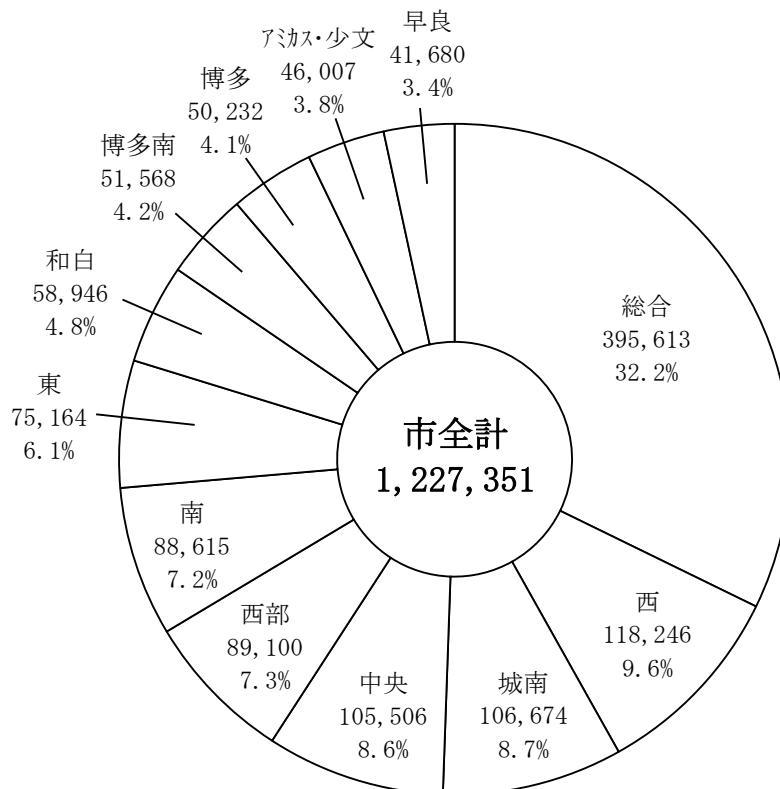
区 分		男	女	計	構成比
総合図書館	児童	5,932	6,363	12,295	7.9%
	生徒	5,482	6,671	12,153	7.9%
	一般	56,388	74,059	130,447	84.2%
	計	67,802	87,093	154,895	-
東図書館	児童	1,023	1,213	2,236	10.4%
	生徒	827	1,159	1,986	9.2%
	一般	6,068	11,243	17,311	80.4%
	計	7,918	13,615	21,533	-
和白図書館	児童	769	858	1,627	8.6%
	生徒	842	1,119	1,961	10.4%
	一般	4,835	10,483	15,318	81.0%
	計	6,446	12,460	18,906	-
博多図書館	児童	844	934	1,778	10.3%
	生徒	614	789	1,403	8.1%
	一般	5,349	8,789	14,138	81.6%
	計	6,807	10,512	17,319	-
博多南図書館	児童	912	951	1,863	10.5%
	生徒	800	1,002	1,802	10.1%
	一般	4,497	9,658	14,155	79.4%
	計	6,209	11,611	17,820	-
中央図書館	児童	753	880	1,633	6.4%
	生徒	570	746	1,316	5.2%
	一般	7,653	14,838	22,491	88.4%
	計	8,976	16,464	25,440	-
南図書館	児童	1,402	1,742	3,144	9.7%
	生徒	1,503	1,796	3,299	10.2%
	一般	8,679	17,199	25,878	80.1%
	計	11,584	20,737	32,321	-
城南図書館	児童	1,398	1,577	2,975	10.9%
	生徒	1,237	1,709	2,946	10.7%
	一般	7,558	13,945	21,503	78.4%
	計	10,193	17,231	27,424	-
早良図書館	児童	693	707	1,400	9.5%
	生徒	542	739	1,281	8.6%
	一般	3,333	8,805	12,138	81.9%
	計	4,568	10,251	14,819	-
西図書館	児童	1,368	1,652	3,020	10.3%
	生徒	1,342	1,793	3,135	10.7%
	一般	6,945	16,168	23,113	79.0%
	計	9,655	19,613	29,268	-
西部図書館	児童	1,062	1,294	2,356	16.4%
	生徒	565	912	1,477	10.3%
	一般	3,394	7,110	10,504	73.3%
	計	5,021	9,316	14,337	-
分館計	児童	10,224	11,808	22,032	10.1%
	生徒	8,842	11,764	20,606	9.4%
	一般	58,311	118,238	176,549	80.5%
	計	77,377	141,810	219,187	-
福岡市男女共同参画 推進センター アミカス図書室	児童	80	132	212	4.7%
	生徒	54	109	163	3.7%
	一般	732	3,352	4,084	91.6%
	計	866	3,593	4,459	-
合計	児童	16,236	18,303	34,539	9.1%
	生徒	14,378	18,544	32,922	8.7%
	一般	115,431	195,649	311,080	82.2%
	計	146,045	232,496	378,541	-

## イ 個人貸出利用者数

(単位:人)

区 分	平成26年度			平成25年度	平成24年度	平成23年度
	男性	女性	計			
総合図書館	193,850	201,763	395,613	403,307	411,213	435,880
分 館 等	東図書館	33,072	42,092	75,164	78,607	82,919
	和白図書館	22,399	36,547	58,946	62,018	71,448
	博多図書館	21,600	28,632	50,232	52,107	55,514
	博多南図書館	19,596	31,972	51,568	55,603	60,442
	中央図書館	42,202	63,304	105,506	106,042	113,066
	南図書館	36,332	52,283	88,615	90,465	100,894
	城南図書館	45,870	60,804	106,674	107,009	117,253
	早良図書館	14,588	27,092	41,680	83,867	86,672
	西図書館	43,751	74,495	118,246	111,680	111,318
	西部図書館	33,858	55,242	89,100	92,217	92,673
	アリス・少年科学文化会館	11,502	34,505	46,007	47,798	45,828
	計	324,770	506,968	831,738	887,413	898,867
	合 計	518,620	708,731	1,227,351	1,290,720	1,310,080

## 平成26年度個人貸出利用者数 館別構成 (単位:人)



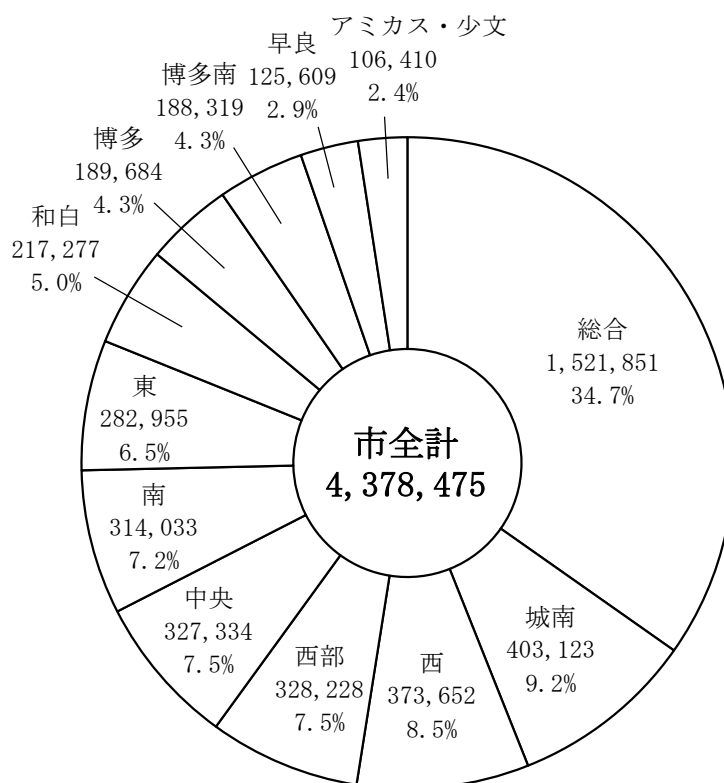
ウ 個人貸出冊数

(単位:冊, %)

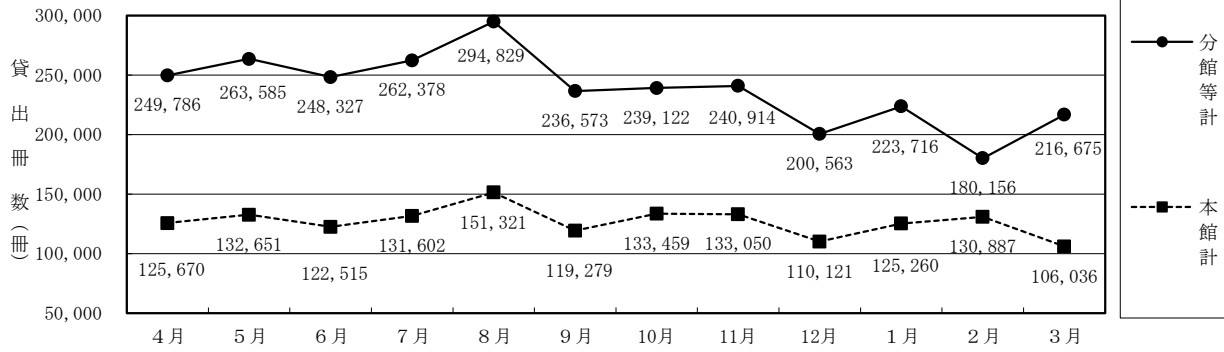
区 分	平成26年度			自動貸出機 利用冊数	平成25年度	平成24年度	平成23年度	
	一般書	児童書	計					
総合図書館	1,112,648	409,203	1,521,851	686,350 45.1%	1,568,289	1,612,287	1,731,777	
分 館 等	東 図書館	193,404	89,551	282,955	183,209 64.7%	294,990	302,233	324,706
	和白 図書館	152,221	65,056	217,277	160,422 73.8%	231,670	240,994	274,705
	博多 図書館	126,844	62,840	189,684	105,242 55.5%	198,036	208,215	221,962
	博多南 図書館	125,224	63,095	188,319	105,402 56.0%	205,226	214,513	228,992
	中央 図書館	247,176	80,158	327,334	179,612 54.9%	328,792	342,391	366,219
	南 図書館	206,891	107,142	314,033	160,338 51.1%	326,574	339,636	379,908
	城南 図書館	274,931	128,192	403,123	191,577 47.5%	409,049	428,706	472,751
	早良 図書館	91,803	33,806	125,609	67,109 53.4%	253,577	266,968	279,153
	西 図書館	256,003	117,649	373,652	166,746 44.6%	359,284	364,611	386,357
	西部 図書館	213,680	114,548	328,228	200,463 61.1%	347,642	357,243	375,357
	アミカス・少年科学 文化会館	91,308	15,102	106,410	0 0.0%	109,954	109,834	109,779
	計	1,979,485	877,139	2,856,624	1,520,120 53.2%	3,064,794	3,175,344	3,419,889
	合 計	3,092,133	1,286,342	4,378,475	2,206,470 50.4%	4,633,083	4,787,631	5,151,666

※「自動貸出機利用冊数」は、貸出冊数計の内、自動貸出機を利用して貸出された冊数及び貸出冊数計に占める割合

平成26年度個人貸出冊数 館別構成 (単位:冊)



エ 月別貸出冊数の推移(平成26年度)



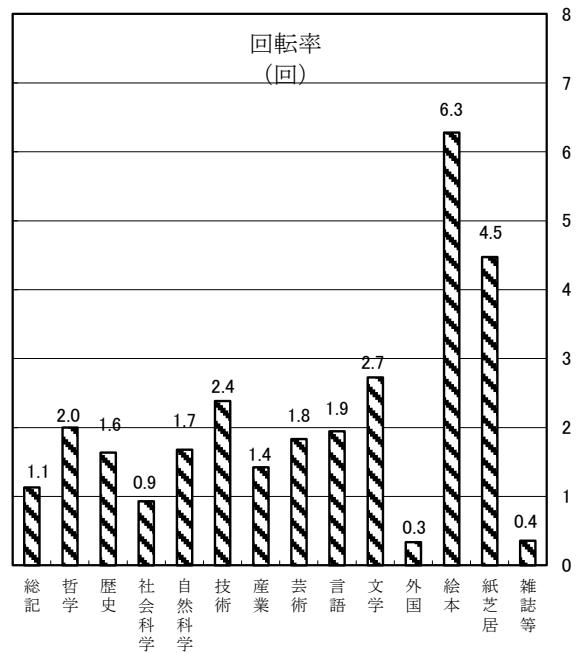
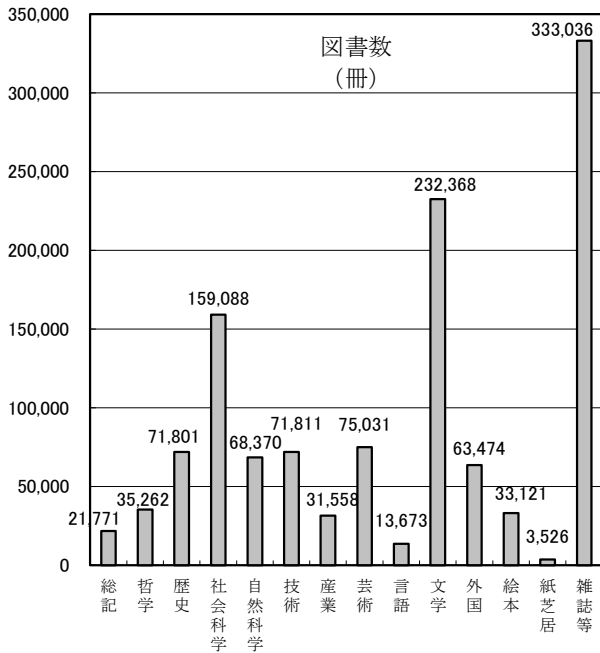
※ 総合の図書特別整理期間：平成27年3月9日から3月16日。

※ 分館の図書特別整理期間：平成27年2月2日から3月4日。

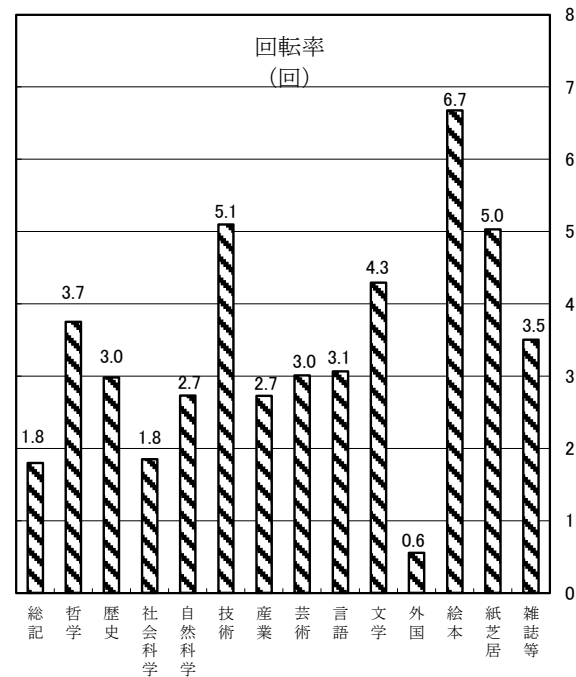
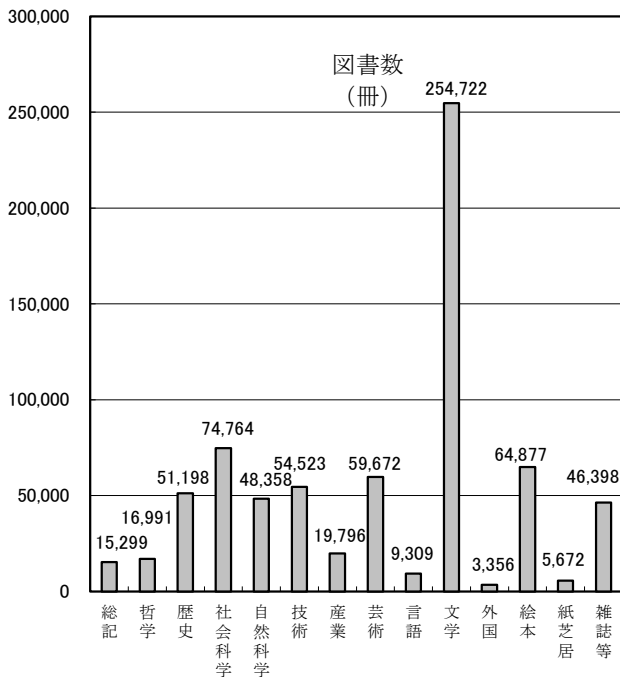
※ 早良の長期臨時休館期間：平成26年10月1日から平成27年3月31日。

オ 貸出可能図書分類別利用状況(平成26年度)

(ア) 総合図書館



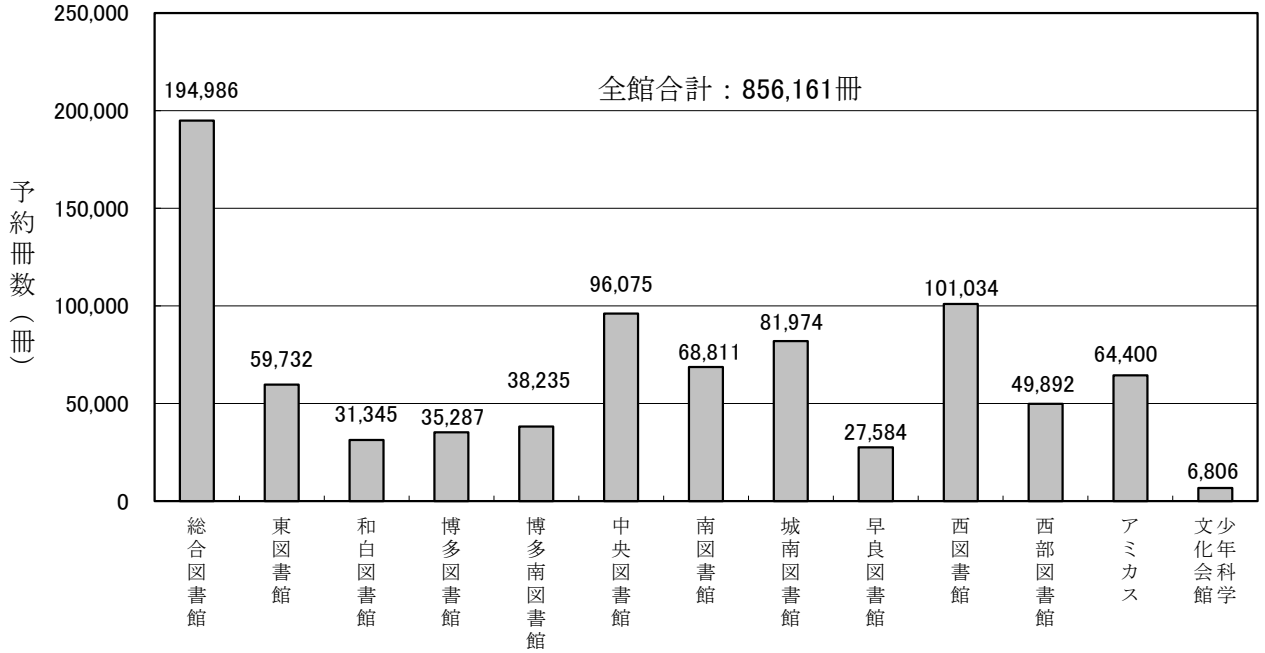
(イ) 分館



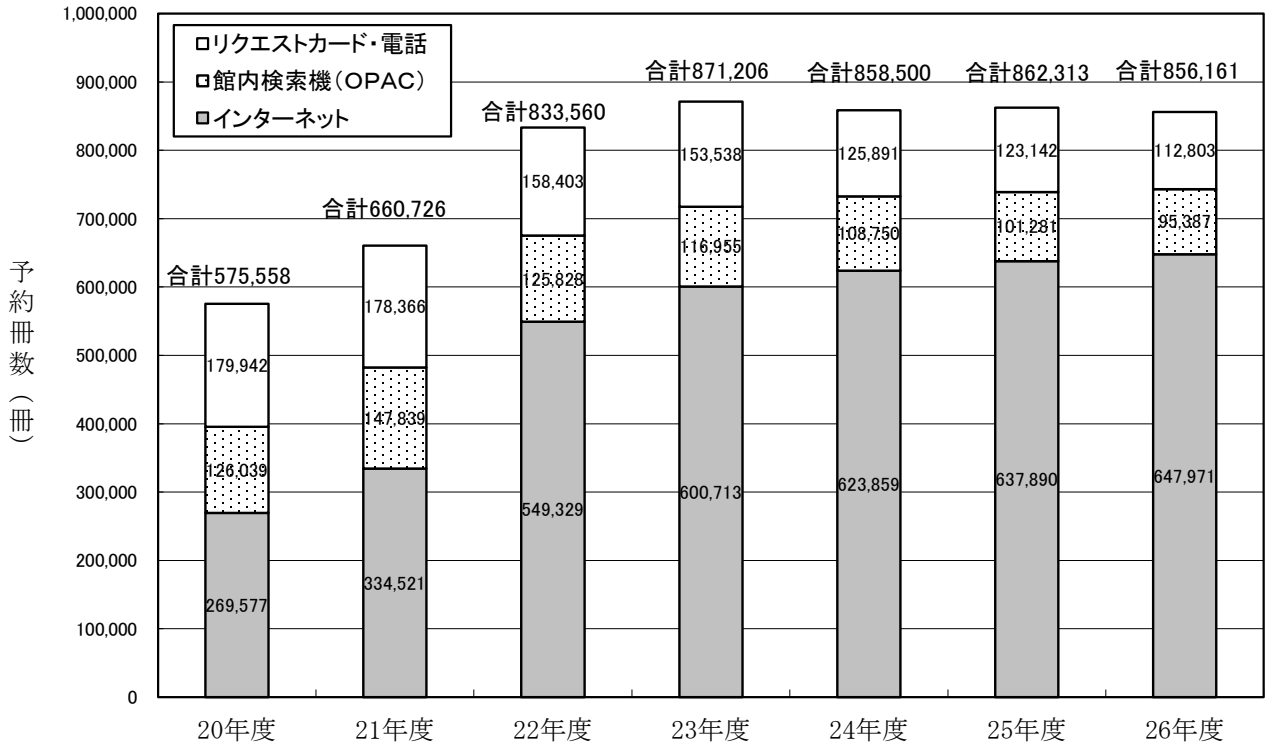


カ 予約（リクエスト）サービス（平成26年度）

(ア) 館別予約冊数



(イ) 方法別予約冊数の推移



(ウ) Web OPAC検索件数

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
アクセス件数	1,015,654	1,063,985	1,148,197	1,288,206

※ インターネットからの蔵書検索回数

(2) 資料の収集状況  
ア 図書

区 分		平成26年度収集			除籍等	平成26年度末 蔵書冊数	
		購入	寄贈等	計			
総合 図書 館	一般	一般図書	6,889	2,173	9,062	5,605	717,602
		参考図書	609	138	747	90	64,648
		国際資料	886	317	1,203	26	72,161
		郷土資料	344	652	996	1	98,598
		小 計	8,728	3,280	12,008	5,722	953,009
	こども	児童研究資料	192	187	379	92	28,687
		児童資料	1,693	314	2,007	1,345	106,156
		小 計	1,885	501	2,386	1,437	134,843
	団体貸出	一般図書	862	67	929	2,426	55,710
		児童図書	1,852	56	1,908	3,821	143,008
		小 計	2,714	123	2,837	6,247	198,718
	計		13,327	3,904	17,231	13,406	1,286,570
	東	一般図書	1,290	384	1,674	1,386	43,729
児童図書		458	91	549	496	18,720	
小 計		1,748	475	2,223	1,882	62,449	
和 白	一般図書	1,059	383	1,442	2,017	53,737	
	児童図書	543	48	591	324	22,428	
	小 計	1,602	431	2,033	2,341	76,165	
博 多	一般図書	1,342	244	1,586	1,927	44,804	
	児童図書	361	43	404	744	20,294	
	小 計	1,703	287	1,990	2,671	65,098	
博 多 南	一般図書	1,182	157	1,339	1,220	47,687	
	児童図書	647	33	680	796	27,621	
	小 計	1,829	190	2,019	2,016	75,308	
中 央	一般図書	1,294	327	1,621	1,011	46,439	
	児童図書	301	40	341	238	20,138	
	小 計	1,595	367	1,962	1,249	66,577	
南	一般図書	1,209	219	1,428	2,110	45,965	
	児童図書	455	60	515	370	17,630	
	小 計	1,664	279	1,943	2,480	63,595	
城 南	一般図書	1,334	334	1,668	1,369	45,267	
	児童図書	513	45	558	466	18,557	
	小 計	1,847	379	2,226	1,835	63,824	
早 良	一般図書	1,280	114	1,394	2,904	40,058	
	児童図書	487	55	542	707	19,066	
	小 計	1,767	169	1,936	3,611	59,124	
西	一般図書	1,298	470	1,768	1,630	42,873	
	児童図書	509	106	615	843	18,175	
	小 計	1,807	576	2,383	2,473	61,048	
西 部	一般図書	1,246	193	1,439	283	50,993	
	児童図書	381	21	402	48	16,286	
	小 計	1,627	214	1,841	331	67,279	
分館計		17,189	3,367	20,556	20,889	660,467	
合 計		30,516	7,271	37,787	34,295	1,947,037	

(単位：冊)

平成25年度末 蔵書冊数	平成24年度末 蔵書冊数	平成23年度末 蔵書冊数	平成22年度末 蔵書冊数	平成21年度末 蔵書冊数	平成20年度末 蔵書冊数
714,145	705,857	696,922	692,222	681,659	667,304
63,991	63,142	62,159	61,184	60,090	58,905
70,984	68,953	67,475	65,225	63,083	61,313
97,603	96,450	95,525	93,314	92,336	88,299
946,723	934,402	922,081	911,945	897,168	875,821
28,400	28,219	27,337	26,846	26,340	26,070
105,494	102,497	101,820	101,425	100,726	99,585
133,894	130,716	129,157	128,271	127,066	125,655
57,207	59,084	59,628	58,972	58,069	57,114
144,921	144,005	142,267	140,078	136,942	135,850
202,128	203,089	201,895	199,050	195,011	192,964
1,282,745	1,268,207	1,253,133	1,239,266	1,219,245	1,194,440
43,441	43,899	44,461	43,494	44,229	44,931
18,667	18,856	18,640	18,267	17,997	18,765
62,108	62,755	63,101	61,761	62,226	63,696
54,312	54,706	54,394	54,740	55,568	54,789
22,161	22,085	21,710	21,544	21,360	20,743
76,473	76,791	76,104	76,284	76,928	75,532
45,145	45,541	45,333	47,969	47,305	47,578
20,634	21,234	21,262	22,135	21,851	21,901
65,779	66,775	66,595	70,104	69,156	69,479
47,568	48,252	47,282	47,646	48,141	49,121
27,737	27,896	27,334	27,122	26,823	26,865
75,305	76,148	74,616	74,768	74,964	75,986
45,829	45,613	44,909	44,503	44,974	44,770
20,035	19,697	19,440	18,931	18,898	18,588
65,864	65,310	64,349	63,434	63,872	63,358
46,647	47,420	49,057	50,105	50,096	53,969
17,485	19,084	19,718	20,201	20,230	20,634
64,132	66,504	68,775	70,306	70,326	74,603
44,968	46,014	48,119	48,150	48,474	48,504
18,465	19,118	19,632	19,493	19,374	19,296
63,433	65,132	67,751	67,643	67,848	67,800
41,568	42,093	41,819	42,135	42,152	44,470
19,231	19,190	19,190	19,344	19,157	19,750
60,799	61,283	61,009	61,479	61,309	64,220
42,735	42,095	41,504	43,223	44,304	46,696
18,403	18,021	18,124	18,702	18,983	19,522
61,138	60,116	59,628	61,925	63,287	66,218
49,837	48,488	46,617	45,069	0	0
15,932	15,471	14,955	14,520	0	0
65,769	63,959	61,572	59,589	0	0
660,800	664,773	663,500	667,293	609,916	620,892
1,943,545	1,932,980	1,916,633	1,906,559	1,829,161	1,815,332

イ 逐次刊行物収集一覧(平成27年4月1日現在)

館名	購 入						その他の寄贈	
	雑 誌		新 聞		法令集 追 録	国会議 事録他	雑誌	新聞
	日本	外国	日本	外国				
総 合	499種	46種	46種	18種	6種	2種	589種	12種
東	67種	—	7種	—	—	—	4種	2種
和 白	110種	—	7種	—	—	—	5種	3種
博 多	72種	—	5種	—	—	—	5種	1種
博多南	78種	—	5種	—	—	—	3種	2種
中 央	74種	—	6種	—	—	—	4種	2種
南	71種	—	5種	—	—	—	7種	0種
城 南	68種	—	6種	—	—	—	7種	2種
早 良	72種	—	5種	—	—	—	5種	2種
西	66種	—	5種	—	—	—	4種	2種
西 部	66種	—	7種	—	—	—	3種	4種

ウ マイクロフィルム (平成27年4月1日現在)

(単位：巻)

新 聞	雑 誌	明治期刊行図書	官 報	一般資料	計
5,852	53	16,358	1,079	722	24,064

- エ CD-ROM, DVD-ROM (平成27年4月1日現在) タイトル数 12 種類  
 オンラインデータベース (平成27年4月1日現在) タイトル数 7 種類

(3) その他の利用状況

ア 個人貸出部門

(ア) 相談事務 (平成26年度)

① 主題別部門

(単位：件)

区 分	窓口相談	電話相談	文書相談	計
レファレンス	26,248	9,409	72	35,729
利用案内	7,837	1,569	0	9,406
計	34,085	10,978	72	45,135

レファレンスの部門別内訳

(単位：件)

区 分	所蔵調査	書誌調査	文献調査	事実調査	計	
一般参考 部 門	口 頭	338	4	76	52	470
	電 話	149	4	11	9	173
	文書・FAX	0	0	1	0	1
	計	487	8	88	61	644
人文科学 部 門	口 頭	6,638	53	5,035	347	12,073
	電 話	5,189	32	556	121	5,898
	文書・FAX	6	2	33	7	48
	計	11,833	87	5,624	475	18,019
社会科学 部 門	口 頭	1,959	33	1,554	269	3,815
	電 話	898	7	170	35	1,110
	文書・FAX	1	0	6	1	8
	計	2,858	40	1,730	305	4,933
自然科学 部 門	口 頭	1,497	28	1,207	75	2,807
	電 話	902	9	183	41	1,135
	文書・FAX	0	0	12	2	14
	計	2,399	37	1,402	118	3,956
国際資料 部 門	口 頭	3,596	111	1,778	526	6,011
	電 話	733	2	256	13	1,004
	文書・FAX	0	0	1	0	1
	計	4,329	113	2,035	539	7,016
国連資料 部 門	口 頭	360	51	442	219	1,072
	電 話	35	0	25	29	89
	文書・FAX	0	0	0	0	0
	計	395	51	467	248	1,161
計	口 頭	14,388	280	10,092	1,488	26,248
	電 話	7,906	54	1,201	248	9,409
	文書・FAX	7	2	53	10	72
	計	22,301	336	11,346	1,746	35,729

②ポピュラー部門（平成26年度）（単位：件）

区 分	窓口相談	電話相談	計
レファレンス	14,790	21	14,811
利用案内	11,389	4,592	15,981
計	26,179	4,613	30,792

③子ども図書館（平成26年度）（単位：件）

区 分	窓口相談	電話相談	計
レファレンス	13,173	64	13,237
利用案内	9,152	84	9,236
計	22,325	148	22,473

④各分館（平成26年度）

（単位：件）

区 分	東		和白		博多		博多南		中央		南		城南		早良		西		西部		計	
	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話
レファレンス	2,091	295	2,537	477	1,387	503	3,064	685	4,571	1,092	1,997	1,384	3,867	2,916	1,648	244	1,665	2,821	1,769	241	24,596	10,658
利用案内	1,650	1,277	1,769	1,199	1,590	976	847	605	5,128	4,117	2,104	2,122	4,558	3,175	1,392	507	1,543	3,106	2,284	906	22,865	17,990
計	3,741	1,572	4,306	1,676	2,977	1,479	3,911	1,290	9,699	5,209	4,101	3,506	8,425	6,091	3,040	751	3,208	5,927	4,053	1,147	47,461	28,648

⑤国立国会図書館のレファレンス協同データベース登録状況

区 分	平成26年度	平成25年度
事例登録数	63	82
事例被参照数	44,720	18,486

※全国の図書館等がレファレンス事例を登録し、図書館員や一般利用者に提供するシステム。

(イ) 複写サービス（平成26年度）

区 分	枚 数
電子（モノクロ） （CD-ROM含む）	368,614
電子（カラー）	5,283
マイクロフィルム	15,983
計	389,880

(ウ) マイクロフィルム等閲覧件数（平成26年度）

区 分	閲 覧 件 数
マイクロフィルム	1,852
CD-ROM等	1,269
インターネット	7,374

※郷土資料は除く

(エ) 国立国会図書館 デジタル化資料送信サービス利用状況（平成26年度）

区 分	利 用 状 況
利用者数（人）	148
複写タイトル数（件）	345
【再計】複写枚数（枚）	3,249

※国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手困難な資料が対象（平成26年1月21日～ サービス開始）

※デジタル化資料送信サービスの複写枚数は、(イ)複写サービスの枚数に含む

(オ) ボランティア活動実績

区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度
登録者	114人	145人	115人
1日平均活動人数	5.89人	6.71人	6.87人
1回あたりの平均活動時間	1時間59分	2時間7分	2時間8分
総活動時間	3,376時間	4,084時間	4,175時間

イ 団体貸出部門

(ア) 登録団体(各年度：4月1日現在)

区 分	平成27年度		平成26年度		平成25年度		平成24年度		平成23年度	
	団体	会員数	団体	会員数	団体	会員数	団体	会員数	団体	会員数
公 民 館	56	6,640	57	6,850	57	6,670	55	6,670	55	6,285
留守家庭 子ども会	121	10,313	118	9,927	118	9,756	116	9,493	116	9,396
集 会 所 等	60	9,742	58	9,978	56	9,492	45	7,875	47	8,252
学校・P T A	72	26,692	72	28,775	67	26,127	65	26,127	66	25,504
高齢者施設等	40	4,300	39	4,285	34	3,540	29	3,292	29	3,180
計	349	57,687	344	59,815	332	55,585	310	53,457	313	52,617

(イ) 区別登録団体数(各年度：4月1日現在)

年 度	東	博多	中央	南	城南	早良	西	計
平成27年度	73	36	30	39	30	87	54	349
平成26年度	73	35	31	39	29	85	52	344
平成25年度	71	33	31	39	27	80	51	332
平成24年度	67	31	29	37	25	73	48	310
平成23年度	67	33	31	37	24	71	50	313

(ウ) 団体貸出状況

区 分	児 童		一 般		計	
	配本冊数	利用冊数	配本冊数	利用冊数	配本冊数	利用冊数
平成26年度	195,597	224,864	34,003	39,459	229,600	264,323
平成25年度	200,086	236,100	36,369	43,593	236,455	279,693
平成24年度	192,151	228,778	34,598	41,515	226,749	270,293
平成23年度	197,534	236,898	35,589	42,708	233,123	279,606
平成22年度	191,986	221,076	35,629	40,067	227,615	261,143

## (4) 読書普及活動 (平成26年度)

ア 読書行事  
総合図書館

行事名	月日	内容	講師等(敬称略)	延べ 参加人数等	
読書活動ボランティア講座	初心者コース	6月18日(水)	読み聞かせの基本	語りの森代表 富原美智子	338
		6月27日(金)	読み聞かせの実演	福岡おはなしの会会員	
		7月8・16・18日 のうち1日	読み聞かせの実習	〃	
		7月15・23・25日 のうち1日	〃	〃	
	経験者コース	10月15日(水)	ストーリーテリングの基本	語りの森代表 富原美智子	200
		10月21日(火)	ストーリーテリングの実演	福岡おはなしの会会員	
		11月19・21日 のうち1日	ストーリーテリングの実習	〃	
		11月26・28日 のうち1日	〃	〃	
おはなし会	毎週土曜日 日曜日 (98回)	おはなし, 絵本の読み聞かせ, 紙芝居	図書館職員 福岡おはなしの会会員	4, 148	
こぐまちゃんおはなし会	毎月第2金曜日 (12回)	0～2歳児と保護者を対象に, わらべうた, 絵本の読み聞かせ	福岡おはなしの会会員	1, 287	
こどもの日特別おはなし会	5月6日(火)	おはなし, 絵本の読み聞かせ等	福岡おはなしの会会員	174	
一日おはなし会	7月27日(日)	おはなし, 絵本の読み聞かせ等	福岡おはなしの会会員 (共催)	172	
クリスマス特別おはなし会	12月21日(日)	おはなし, パネルシアター, ペープサード, 紙芝居等	福岡おはなしの会会員	376	
布の絵本講習会	5月15日(木) ～ 6月19日(木) (全6回)	手づくり布の絵本作成の講習	手づくり布の絵本の会 (共催)	528	
布の絵本講習会	9月4日(木) ～ 11月20日(木) (全6回)	手づくり布の絵本作成の講習	手づくり布の絵本の会 (共催)	552	
小学生読書リーダー養成講座	6月21日(土) 6月28日(土)	小学4～6年生を対象に, 読書の意義, 図書館の本の探し方, 絵本の読み聞かせ等の講習を行い, 学校図書館活動の実践での活用を図る。	図書館職員 福岡おはなしの会会員 (主催 生涯学習課)	138 (認定者数)	
夏休み図書館の達人講座	8月1日(金) 8月8日(金)	子ども達に, 夏休みの自由研究等にも役立つ, 図書館を利用した調べ学習の方法を学んでもらい, 図書館利用に関する基本的知識を習得してもらう。	図書館職員	37	
福岡市ブックスタート事業「絵本ふれあいタイム」ボランティア研修	7月29日(火)	乳幼児の4か月児健診の機会に赤ちゃんに絵本を手渡すブックスタート事業で, 絵本の読み聞かせの楽しみ方や赤ちゃんとの遊び方等を説明, 実演するボランティアの研修	石川文代 (語りの会 小さなぐみの木主催)	49	

分館

分館名	行事名	回数	参加人数	分館名	行事名	回数	参加人数
東 図書館	どようおはなし会	44	350	南 図書館	どようおはなし会	50	825
	赤ちゃんおはなし会	12	236		赤ちゃんおはなし会	12	800
	七夕会	1	72		きいてよおはなし	2	64
	こわ〜いおはなし会	1	23		こどものつどい	1	102
	クリスマス会	1	71		クリスマスのつどい	1	159
和 白 図書館	どようおはなし会	50	659	城 南 図書館	どようおはなし会	48	891
	赤ちゃんおはなし会	12	254		あかちゃんおはなし会	12	407
	クリスマスおはなし会	1	39		春のスペシャルおはなし会	1	85
	こうさく教室	1	75		秋のスペシャルおはなし会	1	75
	星空ウォッチング	1	21				
博 多 図書館	どようおはなし会	33	440	早 良 図書館	どようおはなし会	25	262
	赤ちゃんむけおはなし会	12	463		赤ちゃんむけおはなし会	6	373
	はるのおはなし会	1	43		スペシャルおはなし会	1	28
	なつやすみおはなし会	1	50	おりがみきょうしつ	6	82	
	ふゆのおはなし会	1	65	西 図書館	土曜おはなし会	49	833
	アジアのこぼでおはなし会	1	52		赤ちゃんおはなし会	11	1,091
	手づくり教室	10	198		小学生のためのおはなし会	10	98
	手づくり教室なつのスペシャル	1	45		3さいからの春のおはなし会	1	48
	手づくり教室ふゆのスペシャル	1	40		小学生のため春のおはなし会	1	25
	手作り布の絵本の会	12	68		小学生のため冬のおはなし会	1	24
博多南 図書館	どようおはなし会	49	755	西 部 図書館	土曜おはなし会	48	1,334
	赤ちゃんおはなし会	11	485		赤ちゃんおはなし会	12	836
	冬のおはなし会	1	171		夏のおはなし会	1	50
					冬のおはなし会	1	73
中 央 図書館	土曜おはなし会	48	703		考古学教室	1	30
	赤ちゃんおはなし会	11	689		文化講座	1	30
	夏のおはなし会	1	27				
	冬のおはなし会	1	42				

イ 展示

展示部門	月	内 容		
ポピュラー 部 門	4月	舞台の魅力		
	5月	海外文学を読もう		
	6月	ラテンアメリカ特集		
	7月	緑をそだてよう		
	8月	北欧の国々		
	9月	アジアンパーティー		
	10月	図書館を使いこなそう		
	11月	過去の文学賞		
	12月	アートな人生		
	1月	"		
	2月	愛		
	3月	新生活応援		
	こ ども 図 書 館	4月	草・花・木	
5月		世界の国々を旅しよう		
6月		"		
7月		なぜ? どうして? 調べものに役立つ本		
8月		"		
9月		アジアのおはなし		
10月		図書館をもっと楽しもう		
11月		科学の本		
12月		むかしむかし(日本の昔話)		
1月		"		
2月		雪と氷の世界		
3月		ともだち		
主 題 別 部 門 (左から人文、 社会、自然)		4月	シェイクスピアを読む	お金
	5月	ミュージアム	家族	宇宙
	6月	スポーツ	中南米の国々	人類の歩み
	7月	世界遺産	和食	日本の城
	8月	戦国武将	観光	エコロジー
	9月	九州とアジア	自殺予防	認知症
	10月	こんな本 どんな本		
	11月	ジャーナリズム	地方自治を考える	収穫の楽しみ
	12月	印章	人権	鉄道
	1月	芥川賞・直木賞と菊池寛	絵馬と祈り	自然災害
	2月	フランス	女性の力	暦とその周辺
	3月	"	"	"
	国 際 部 門	4月	日本語を学ぼう	
5月		ベトナム		
6月		アジアの武術		
7月		世界の絵画		
8月		平和を求めて		
9月		アジアを旅する		
10月		シェイクスピア生誕450周年		
11月		アジアの至宝		
12月		世界の祝祭		
1月		ミャンマー		
2月		世界の女性史		
3月		"		



(5) 各種図書館間協力ネットワーク

ア 相互貸借（平成26年度）

（単位：冊）

貸借	館種	国立国会図書館	福岡県内			小計	福岡県外	計
			福岡県立	大学	その他			
借入		59	1,834	348	5,653	7,835	625	8,519
貸出		0	782	207	5,392	6,381	957	7,338
計		59	2,616	555	11,045	14,216	1,582	15,857

イ 大学図書館とのネットワーク

公共図書館で所蔵していない専門書や学術書等の資料を幅広く市民に提供するため、福岡市に所在する大学の図書館と協定を結び相互貸借を行っている。

平成27年4月1日現在、9大学13図書館と協定を締結している。

(ア) 経過（相互貸借開始日）

平成13年3月2日 九州大学中央図書館

平成14年10月1日 九州大学六本松分館，医学分館，九州芸術工科大学図書館（九州大学芸術工学分館）  
福岡工業大学附属図書館，福岡歯科大学情報図書館，福岡女学院大学図書館

平成16年5月1日 西南学院大学図書館

平成16年10月1日 九州産業大学図書館

平成17年4月1日 福岡女子大学附属図書館

平成18年4月1日 中村学園大学図書館

平成18年11月1日 福岡大学図書館

平成20年4月1日 九州大学理系図書館，筑紫分館

平成21年2月18日 九州大学六本松分館閉館

平成21年4月1日 九州大学理系図書館が伊都図書館に改名

(イ) 相互貸借実績（平成26年度）

借受 317冊 貸出 190冊 （市内の協定大学分のみ）

ウ 他施設図書室とのネットワーク

各分館の他に下記の図書室とネットワークを結び、利便性の向上等を図っている。

※注 A：総合図書館・分館が所蔵する本 B：各図書室それぞれが所蔵する本

区分	名称	福岡市男女共同参画推進センター（アマカス）図書室	福岡市立少年科学文化会館図書室	公益財団法人博多駅地区土地区画整理記念会館図書室
	所在地	福岡市南区高宮三丁目3番1号	福岡市中央区舞鶴二丁目5番27号	福岡市博多区博多駅前四丁目23番9号
	TEL/FAX	(092)526-3755／526-3766	(092)771-8861／771-8863	(092)474-0102／474-0102
総合・分館の館内検索機の設置	○	○	○	
総合図書館ホームページでの蔵書検索	○ （予約や貸出延長等も可能）	×	×	
貸出カードの共通化	○ （総合・分館と同じ貸出カード）	×	×	
Aの各図書室での返却受付	○	○	○ （本を総合・分館に送付するのみ）	
Aの各図書室での予約本の受取	○	○	×	
Bの総合・分館での返却受付	○	×	○ （本を会館図書室に送付するのみ）	
Bの総合・分館での予約本の受取	○	×	×	

## (6) 館外での図書貸出・返却サービス

平成22年8月から利用者の利便性の向上を図るため、総合図書館および各分館などの図書館（室）閉館時間にも本の返却が出来る図書返却ポスト及び返却拠点の設置を進めている。

また、自宅で図書の受け取りができる有料宅配サービスも行っている。

	設置場所	受付時間（営業時間）	26年度 返却冊数	25年度 返却冊数	設置 年月	備 考
返 却	地下鉄「博多駅（博多口）」 お客様サービスセンター （定期券うりば）	月曜～土曜 7:00～20:00 日曜・休日 9:00～20:00 休業日 1月1～1月3日	46,856	50,547	22年8月	ビデオ、DVD、CD、カセット 及び他市等の図書館から取り寄せ た貸出資料は返却不可
	地下鉄「別府駅」 お客様サービスセンター （定期券うりば）	月曜～金曜 7:00～19:00 休業日 土・日・休日及び 1月1～1月3日	22,369	25,123	22年8月	同 上
	情報プラザ （福岡市役所本庁舎1階）	毎 日 9:00～20:00 休業日 12月31日～1月3日	36,853	38,519	22年8月	同 上
	早良区入部出張所 （玄関前設置）	24時間利用可 年中無休	10,492	11,791	24年4月	同 上
	ときめきショップ ありがた屋 （西鉄薬院駅ビル1F）	月曜～土曜 10:00～20:00 日曜・休日 10:00～18:00 休業日 年末年始	13,316	14,520	24年4月	同 上 （ただし、付録DVD・CDに限り返却可）
	ハートフルショップ m o m o （地下鉄西新駅構内）	月曜～金曜 10:00～20:00 土曜 10:00～19:00 休業日 日・休日・年末年始	22,553	21,132	24年4月	同 上 （ただし、付録DVD・CDに限り返却可）
	福岡県立図書館	開館時間中	6,841	6,188	24年10月	同 上
	木の葉モール橋本	施設駐車場利用可能時間 7:00～24:00	42,698	-	26年4月	ビデオ、DVD、CD、カセット 及び他市等の図書館から取り寄せ た貸出資料は返却不可
	ふくふくプラザ 福祉図書・情報室	図書室 10:00～18:00 返却ポスト 8:30～21:00 休館日 毎月第3火曜日 12月29日～1月3日	-	-	27年4月	同 上 （ただし、付録DVD・CDに限り返却可） （返却ポストは、施設玄関前に設置予定）
貸 出	有料宅配サービス	リクエストカード・電話受付	119	141	24年4月	郵送料は利用者負担

## (7) 学校図書館支援センター

各学校が、学校図書館を効果的に運用できるように、平成27年4月1日、総合図書館内に学校図書館支援センターを開設し、学校図書館関係者を対象とし、「情報」「ひと」「もの」の3点から支援を行っている。

### ア 支援体制

（ア）支援職員：4人（助言等を行う職員1人、専門的な知識を持つ職員2人、物流等に携わる職員1人）

（イ）支援センター開館時間：月曜日～金曜日 10:00～18:00

（ウ）支援センター休館日：土曜日・日曜日・休日・年末年始（12月28日～翌年1月4日）

### イ 支援内容

（ア）学校図書館を「情報」の観点から支援

- ・調査等による情報収集を行い、「学校図書館支援センターホームページ」や「学校図書館支援センターだより」により、学校図書館の運営に役立つ情報を発信する。

（イ）学校図書館を「ひと」の観点から支援

- ・学校図書館の運営に関する相談業務を行う。
- ・要請に応じた訪問指導や学校司書未配置校への計画訪問を行う。

（ウ）学校図書館を「もの」の観点から支援

- ・学校図書館支援図書（調べ学習や読書活動に適した図書）の貸出を行い、調べ学習の支援を行う。

（エ）「小学生読書リーダー」活動推進事業の実施

- ・「小学生読書リーダー」養成講座を実施し、受講した児童を「小学生読書リーダー」に認定することにより、それぞれの学校での読書活動推進につなげる。

## 2. 文書資料部門

### 文書資料部門の概要

#### (1) 基本方針

文書資料部門は、歴史的・文化的価値を有する本市の公文書及び行政資料、並びに郷土福岡の歴史に関する古文書資料及び郷土資料を収集・保存し、調査研究を進め、閲覧に供する「本市の資料保存センター」としての役割を果たす。

また、福岡の文学資料を収集・保存、閲覧に供し、文学をとおして福岡の文化の継承と振興を図る。

#### (2) 事業概要

##### ア 公文書等

##### (ア) 公文書

完結後30年を経過した永年保存文書及び保存期間が満了した文書で歴史的文化的価値があるものを収集、整理、保存、閲覧に供する。

- ① 収集 福岡市の各公文書規程に基づき行う。
- ② 整理・保存 資料保存のための燻蒸処理を行い、件名整理及び閲覧制限項目のチェック完了後、検索用目録の作成とマイクロフィルム撮影を行う。
- ③ 閲覧 完結後30年を経過した公文書を、文書資料室において原則としてマイクロフィルムにより閲覧に供する。
- ④ 展示 文書資料室において、歴史的公文書の展示を行う。

##### (イ) 行政資料

主に本市各部署が発行する刊行物等を収集・保存し、文書資料室に排架して閲覧に供する。

##### (ウ) 市議会議事録類

明治から戦後までの本市議会議事録類を、文書資料室において複製本により閲覧に供する。

#### イ 古文書資料

古代、中世、近世及び近現代の福岡に関係する歴史資料を収集、整理・保存し、閲覧に供するとともに、調査・研究を行う。

- ① 収集 購入、寄贈等による。
- ② 整理・保存 燻蒸処理し、収集資料群毎の詳細調査・整理及び補修等を行いマイクロフィルム撮影して、検索用目録を作成する。
- ③ 閲覧 文書資料室において、原則としてマイクロフィルムと複製本により閲覧に供する。

#### ウ 郷土資料

近世までは筑前国、近代以降は福岡市を中心とする福岡県内の各分野の資料、及び九州・山口各県の地方史誌等を収集、整理・保存し、閲覧に供するとともに、調査・研究を行う。

- ① 収集 購入、寄贈等による。
- ② 整理・保存 図書等の収集資料の分類や装備等（必要に応じて燻蒸処理）を行う。貴重資料はマイクロフィルム撮影を行い、閲覧用複製本を作成する。
- ③ 閲覧 郷土・特別資料室に排架して閲覧に供する。貴重資料は、原則としてマイクロフィルムと複製本により閲覧に供する。

#### エ 文学資料

福岡ゆかりの作家等に関する文学資料を収集、整理・保存し、閲覧に供する。また、総合図書館1階ギャラリー、赤煉瓦文化館1階展示室等において、福岡ゆかりの文学者等の著作、原稿、写真などの展示を行う。

- ① 収集 購入、寄贈等による。
- ② 整理・保存 図書等の収集資料の分類や装備等（必要に応じて燻蒸処理）を行う。
- ③ 閲覧 郷土・特別資料室に排架して閲覧に供する。貴重資料は事前申請により一部公開。

#### オ 福岡市文学館の運営

福岡市総合図書館と福岡市赤煉瓦文化館を活用した「福岡市文学館」において、企画展・文学講座等の事業を実施し、市民の文学に関する生涯学習活動を支援する。

#### カ レファレンス業務

郷土・特別資料室及び文書資料室において、各資料に関するレファレンスを行う。

## (3) 平成27年度の主な事業

事業名	内 容	実施時期
公文書資料目録平成27年度版(データDVD)の発行	平成26年度までに収集・整理した公文書資料(永年保存文書・有期限文書)の簿冊及び件名目録を検索用として作成	平成27年7月
歴史的公文書展示	歴史的公文書に対する市民の理解と関心を深めてもらうため、文書資料室において展示を行う。	年2回
郷土・特別資料室内展示	郷土に関する市民の理解と関心を深めてもらうため、資料室カウンター前等において、様々なテーマで郷土福岡の歴史などを紹介	通 年
古文書資料目録21発行	平成27年度までに収集した古文書資料の検索用目録を作成	平成28年3月
古文書学講座	古代・中世・近世・近代の古文書に関する講座を開催	9月～10月
企画展(文学)	福岡ゆかりの文学者や文学作品、福岡での様々な文学活動を紹介する展覧会を開催	11月～12月
文学講座	福岡の文学について、市民の理解と関心を深めてもらうための文学講座を実施	通 年

**文書資料部門の活動及び実績**

## (1) 資料の収集状況(平成27年3月31日現在)

資料内容	公文書	行政資料	古文書資料	郷土資料	文学資料
冊・点数	29,073冊	45,132点	69,575点	98,598点	22,039点

※ 郷土資料数は、15ページ「総合図書館・分館の活動及び実績(2)資料の収集状況」中の「郷土資料」蔵書冊数を再掲。(逐次刊行物を除く。)

## (2) 資料の利用状況(平成26年度)

(単位:件)

利用内容	レファレンス	利用案内	閲 覧	複 写
件 数	5,339	2,917	148	148

※ 閲覧・複写は開架資料の閲覧・複写を除く。

## (3) 普及活動(平成26年度)

## ア 歴史的公文書展示

月	展 示 内 容	来場者数	月	展 示 内 容	来場者数
6月	政令指定都市へのあゆみ	611人	11月	福岡市と周辺町村の合併	968人

## イ 郷土・特別資料室内展示

月	展 示 内 容	月	展 示 内 容
4月	鉄道ものがたり	10月	“記録”された「官兵衛」
5月		11月	糸島へ行こう
6月	サザエさんを探して! ～総合図書館の、長谷川町子の本～	12月	
7月		1月	
8月	“記録”された「官兵衛」	2月	碑とモニュメントを訪ねる 一碑・歌碑・記念碑一
9月		3月	

ウ 古文書学講座

内容：古文書に初めて接する市民を対象に、古文書学の基礎を学ぶ講座を開催。

期 日	時 間	内 容	講 師 (敬称略)	参加人数
9月6日(土)	14:00～16:00	古代	柳川古文書館 田渕 義樹	延156
9月13日(土)	14:00～16:00	中世	九州大学准教授 伊藤 幸司	
9月20日(土)	14:00～16:00	近世	九州大学准教授 岩崎 義則	
9月27日(土)	14:00～16:00	近代	北九州市立自然史・歴史博物館学芸員 日比野利信	

エ 文学館事業

(ア) 企画展示

タ イ ト ル	期間及び会場	内 容	入場者数
「運動族 花田清輝 骨を斬らせて 肉を斬る」	平成26年11月6日(木) ～12月14日(日) 【第1会場】 総合図書館1階ギャラリー 【第2会場】 赤煉瓦文化館1階展示室	福岡ゆかりの批評家、花田清輝の 仕事について取り上げ、花田清輝の 思想の現在性について考察、紹介	3,847

(イ) 講座

タ イ ト ル	期日及び会場	内 容 (敬称略)	参加人数
企画展関連講座 読書講座 「花田清輝を読む」	平成26年11月20日(木) 11月27日(木) 12月4日(木) 会場：赤煉瓦文化館2階 会議室3	企画展ワーキンググループのメンバー による作品についての報告のあと、参加者 全員で作品をめぐる意見を交わし、現在の 場所に花田清輝を共同で読むことを試みる。 【報告司会】 田中芳秀(編集者) 田代ゆき(総合図書館嘱託員)	59
企画展関連講座 トークイベント 「花田清輝×われわれ」	平成26年12月6日(土) 会場：福岡市総合図書館 3階第1会議室	参加者全員で討論・意見交換をし、花田 の批評運動についてともに考える。 【トーク】 田中芳秀(編集者)	42
公開講座 「文学と南(1) —山之口猷 生誕111年を語る—」	平成26年10月4日(土) 10月11日(土) 10月18日(土) 10月25日(土) 会場：赤煉瓦文化館1階 展示室	筑紫女学園大学との共催事業 【講師】 ・山口良三、山口泉(親族) ・倉繁修一(東京三省堂古書館・ 近代文学研究者) ・松島泰勝(龍谷大学経済学部教授・ 琉球民族独立総合研究学会共同代表) ・大工哲弘(島の歌人・ 沖縄県無形文化財保持者)	181
赤煉瓦夜話 *偶数月第3木曜日 18時30分から開催	平成26年4月17日(木) 6月19日(木) 8月21日(木) 10月16日(木) 平成27年2月19日(木) 会場：赤煉瓦文化館1階 展示室	様々な講師による文学にかかわる講座・講演会 【講師】 ・姜琪東(俳人・(株)文学の森 代表取締役社長) ・石井和夫(福岡女子短期大学特任教授) ・仲谷一志(俳優・タレント・ 劇団ショーマンシップ座長) ・濱本聰(下関市立美術館館長) ・樋脇由利子(HP「文芸同人誌案内」開設者)	232

(ウ)福岡市文学館機関誌「文学館倶楽部」(NO.19, NO.20)の発行(10月, 3月)

(エ)福岡市文学館選書2「中野秀人作品集」(中野秀人 著)発行(3月)

## (4) 収集資料（平成26年度）※『平成26年度古文書資料目録20』掲載分

## ア 購入資料

資料名	点数	内容等
筑前国若杉山石井坊文書	57	若杉山（糟屋郡篠栗町）山麓にあった僧坊、延年寺石井坊に伝来した資料である。江戸時代、石井坊は修験道寺院である竈門山宝仲寺の配下であり、糟屋・宗像郡の竈門山寺院の触頭を務めていた。また、表糟屋郡の宗廟であった若杉山太祖宮の宮司別当として社務を掌っていた。資料には太祖宮縁起や太祖宮への寄進帳、また同宮で行われた祈祷内容を記録した冊子が伝来する。大正～昭和期の資料には当主である石井環氏の関わった史跡保存関係の資料が見られる。
八女郡岡山村役場文書	16	明治33年（1900）から昭和6年（1931）にかけて八女郡岡山村役場で作成されたとみられる簿冊。「辞令原簿」「庶務事蹟留」各1点、19ヵ年分の村会議事録類14点がある。岡山村は明治22年に9ヵ村を合併して成立し、はじめ上妻郡、同29年から八女郡に属した。昭和29年には大字前津・長浜は羽犬塚町等と合併して筑後市となり、その他の大字は福島町等と合併して筑後福島市となって直ちに八女市に改称した。
博多店運上銀免札	3	博多の商店に課された営業税である店運上銀が記載された免札。博多土居町下に在住していた麴屋藤七に「石見石水棚并板石かつら石細工石」、麴屋与平に「麴室」、善三に「髪結床」の商売をそれぞれ許可したもの。年月日は慶応元年10月となっている。免札に見える麴屋藤七及び与平の名から、本資料が当館所蔵資料の「新島家文書」（『平成22年度古文書資料目録16』所収）が伝存した新島家に関する資料であることが分かる。
その他購入資料	50	明治期から昭和期までに主に福岡で刊行された刊本・版本類。明治7年4月に出された家禄引換公債証書発行条例に関する福岡県布告や、昭和3年4月に発行された現行福岡県学令類纂などがある。また『川上児童楽劇園公演プログラム』の他、昭和前期の絵葉書やリーフレット類などの資料を含む。

## イ マイクロフィルム収集資料

資料名	点数	内容等
高田茂廣収集資料 （追加分）高田小田文書	2,187	既に寄贈されている高田茂廣収集資料の追加分で、小値賀島（長崎県北松浦郡小値賀町）の小田家に伝来していたと考えられる、江戸中期から大正期までの資料群である。小値賀島での小田家は、小田伝兵衛重憲が貞享2年に鯨組を組織したことに始まる。その子・伝兵衛重利が財政的な基礎を築いた。重利は、網取法による捕鯨を始め、海産物商、廻船業、新田開発にも着手、広大な土地を所有した。重利死後も、新田を集積し続け、そこから得た米は酒造業に充てられたという。小田家の経済活動に関する資料を多く含む。

### 3. 映像資料部門

#### 映像資料部門の概要

(1) 基本方針

映像資料部門は、映画フィルム等を後世に継承し、また、映像文化の普及・振興及び市民のアジア理解が深まることを目的に、以下のことを行う。

ア アジア各国及び日本で制作された優れた映画作品のフィルムを収集するとともに、貴重な映像文化財として長期保存すべくフィルムアーカイヴを運営する。

イ 収集したフィルムその他の映像資料は、映像ホール・シネラやミニシアター等で上映・公開し、市民の映画への関心を向上させるとともに、アジア各国の歴史、文化などの理解を深め、また教養や知識を高めることを期す。

ウ 映像作品を制作し、又はアジア映画の自主上映等を行う市民・団体に対して、映像ホール・シネラの利用などの支援を行う。

エ アジア映画に関する情報収集、調査研究を行い、このため、国内外の映画関係者との交流を行う。

オ 収集した映像資料の中のビデオ、DVD、CD等は、市民に貸出を行う。

※F I A F（国際フィルムアーカイヴ連盟）への加盟

平成15年11月にF I A Fに加盟。東京国立近代美術館フィルムセンターに次いで日本では2番目。

（ F I A Fは美術文化・歴史的価値を持つ映像資料の復元、収集保存に関する情報提供とフィルムアーカイヴ間の連帯・支援を行う国際組織  
 [設立] 1938年 [本部] ブリュッセル（ベルギー）  
 [会員] 77カ国・154施設（2015年5月F I A F本部からの資料） ）

(2) 事業概要

ア 映像資料の収集・保存

イ 映像資料の調査・研究

ウ 映像資料の公開

- ・映像ホール・シネラ(246席)の運営
- ・ミニシアター(50席)の運営
- ・映像資料の展示

(3) 27年度の主な事業

事業名	内容	実施時期
映像資料収集事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジアフォーカス・福岡国際映画祭参加作品</li> <li>・福岡に関係がある映画作品等</li> <li>・ビデオ・DVD・CD</li> </ul>	通 年
通常上映事業	映像資料部門の常設展的上映活動と位置づけ、収集したアジア映画、日本映画やドキュメンタリー映画等を定期的に上映する。 上映に際しては各々テーマを設定し、多様な映画芸術の魅力を紹介する。	通 年

事業名	分類	企画名	内容	実施時期
特別企画事業	アジア映画紹介事業	ドキュメンタリー・パノラマ	近年話題となったアジアをテーマとしたドキュメンタリー映画の秀作の特集	10月
	映像創造事業	ぴあフィルムフェスティバルin福岡	日本最大の自主映画のコンペティション「ぴあフィルムフェスティバル」の入選作を上映。	4月

事業名	分類	企画名	内容	実施時期
特別企画事業	映像創造事業	イメージフォーラム・フェスティバル 2015	日本最大の実験映画のコンペティションであるイメージフォーラム・フェスティバル。九州では、総合図書館が唯一の開催場所であり、今回で20回目の開催。	6月
	シネマテーク事業	小津安二郎監督特集	日本を代表する小津安二郎監督の生誕110周年記念として作成されたデジタル復元カラー作品を中心に戦後の小津監督作品を上映。	5月
		炭鉱の記憶	福岡市博物館「山本作兵衛の世界」協力企画。 炭鉱を舞台にした映画の特集。	6月 7月
		高倉健特集	平成26年11月10日亡くなった福岡出身の名優・高倉健の一周忌追悼上映。	11月 1月
		韓国映画特集	日韓国交正常化50周年記念。 韓国映画の歴史的な作品の上映。	2月 3月

### 映像資料部門の活動及び実績

#### (1) 資料の収集状況（平成27年3月31日現在）

ア 映画フィルム(購入) 991本  
(内、デジタル作品49本含む。)

アジア映画 519本, 日本映画 167本,  
ドキュメンタリー 75本, アニメーション 82本,  
実験映画等 148本

#### (2) 資料の寄贈・寄託状況（平成27年3月31日現在）

ア 映画フィルム(寄贈) 2,264本 <中山太郎, ロシアソヴィエト映画保存会, 行政映像等>

外国映画 484本, 日本映画 354本,  
ドキュメンタリー 299本, アニメーション 391本,  
実験映画 2本, 教育映画 472本, 郷土映像 262本

イ 映画フィルム(寄託) 3,155本 <個人作家の作品, 郷土映像等>

#### ウ 映画関係資料

①ポスター 3,456点

アジア映画 539点, 日本映画 2,049点,  
外国映画 797点, その他 71点

②写真 2,935点

③宣材資料(チラシ等) 1,604点

④その他(技術資料) 5点

#### (3) ライブラリーの収集状況（平成27年3月31日現在）

ア ビデオ/DVD 約6,300点

イ CD/カセット 約12,000点

### 【平成26年度収集作品】

作品名	監督	国籍(会社)	製作年	規格	時間
アジアフォーカス・福岡国際映画祭2013・2014参加作品					
聖者の谷	ムーサー・サイド	インド	2012	ビデオ カラー	82分
パルウィズ	マジド・バルゼガル	イラン	2012	ビデオ カラー	107分
聖なる踊子	イファ・イスファンシャ	インドネシア	2010	ビデオ カラー	112分
サイの季節	バフマン・ゴパディ	トルコ=イラン	2004	ビデオ カラー	91分
絵の中の池	マズィヤール・ミーラー	イラン	2013	ビデオ カラー	96分
山猪温泉	クオ・チェンティ	台湾	2014	ビデオ カラー	102分
ジャングル・スクール	リリ・リザ	インドネシア	2013	ビデオ カラー	90分
その他の作品					
献上博多織	豊田 徳章	日本	2011	35ミリ カラー	35分



## (2) 映画上映事業 (平成26年度)

## ア 通常上映事業

月	内 容
4月 8月 9月 10月 12月 12月 1月・3月	日本のドキュメンタリー アニメーション特集・映画の中の黒田藩・モンゴル映画特集 アジアフォーカス・アーカイヴズ タイ映画特集 アスガー・ファルハディ監督とイラン映画 追悼 高倉健 網走番外地悪への挑戦 日本映画名作選・発掘！日本映画

## イ 特別企画事業

分 類	行 事 名	期 間	内 容
アジア映画祭 事 業	インド映画パラダイス	6月11日(水) ～28日(土)	近年話題となったインド娯楽映画の特集。 上映作品8本。
映像創造 事 業	ぴあフィルムフェ スティバルin福岡	4月25日(金) ～27日(日)	第35回ぴあフィルムフェスティバル 入選作9プログラムを上映。
	イメージフォーラム・ フェスティバル 2014	6月4日(水) ～8日(日)	日本最大の実験映像の祭典。 日本と世界の最新映像16プログラム を上映。
シネマテーク 事 業	市川雷蔵特集	4月29日(火・休) ～5月25日(日)	人気俳優として一世を風靡した 市川雷蔵の特集。 上映作品13本。
	中村錦之助特集	7月2日(水) ～27日(日)	日本を代表する時代劇の人気俳優 中村錦之助の特集。 上映作品12本。
	しゃらくせえ絵師たち 浮世絵と映画	9月17日(水) ～21日(日)	アジアフォーカス・福岡国際映画祭 2014日本映画特集。 上映作品7本。
	疎開した40万冊 の図書	10月23日(木) ～25日(土)	戦争中、日比谷図書館で行われた図書 の疎開をテーマとしたドキュメンタリー 映画を上映。
	林芙美子 原作映画特集	11月1日(土) ～23日(日)	林芙美子原作で映画化された作品の 特集。 上映作品10本。
	福岡ユネスコ・アジア 文化講演会特別企画 韓国映画上映	11月24日(土)	韓国映画の至宝、林権澤監督の作品 「春香伝」の上映と講演会。
	ソヴィエト映画 特集	2月4日(水) ～3月1日(日)	60年代から70年代のソヴィエト映画を 特集。 上映作品15本。

ウ 講演会

行 事 名	期 間	内 容
アジアフォーカス福岡国際映画祭2014 日本映画特集 記念トークライブ	9月17日(水)	篠田正浩(映画監督)と梁木靖弘(アジアフォーカス・福岡国際映画祭ディレクター)のトークライブ。
林芙美子原作映画特集 講演会	11月2日(日)	書評・映画ライター矢野寛治氏が、「映画は原作を超えている」を講演。
福岡ユネスコ・アジア文化講演会	11月24日(月・休)	韓国映画の至宝, 林権澤監督が「次世代の映画作家に伝えたい文化を語る」を講演。

(3) 資料の利用状況(平成26年度)

区 分	映像ホール・シネラ		ミニシアター		CD等貸出		ビデオ等貸出	
	入館者	1回平均	入館者	1回平均	貸出数	1日平均	貸出数	1日平均
	人	人	人	人	点	点	点	点
4月	1,751	43	595	25	4,453	186	1,315	55
5月	3,789	102	644	24	5,054	187	1,496	55
6月	2,074	46	459	19	4,346	181	1,276	53
7月	2,777	73	664	27	4,222	169	1,369	55
8月	1,904	44	577	21	4,883	181	1,448	54
9月	1,933	42	681	30	4,437	193	1,325	58
10月	1,066	31	630	24	4,712	181	1,405	54
11月	2,958	80	561	22	4,708	181	1,311	50
12月	1,504	38	439	20	3,795	173	1,170	53
1月	2,342	63	449	20	4,151	180	1,234	54
2月	1,950	46	544	24	4,886	212	1,391	60
3月	667	48	392	23	3,754	209	996	55
計[平均]	24,715	[54]	6,635	[23]	53,401	[185]	15,736	[55]

※映像ホール・シネラの入場者には、貸館による自主上映の入場者(1,029人/7回)を含む。

#### 4. 広報活動

総合図書館を広く市民に利用してもらうため、各種媒体による広報を行う。

媒体名	目的と内容	発行回	配布先／発行数
市政だより	図書館事業の市民への告知を目的とし、シネラ上映案内、おはなし会・講演会などを掲載している。	月2回	福岡市内全世帯
総合図書館 ホームページ	情報提供を目的とし、利用案内、各種お知らせ、図書館資料検索などの項目を設けている。	随時	
ホームページ 「うえぶシネラ」	映像ホール・シネラのPRを目的とし、シネラの上映予定、作品内容を掲載している。 また、メールマガジンも配信している。	月1回 更新	
シネラニュース	映像ホール・シネラのPRを目的とし、シネラの上映予定、作品内容を掲載している。	年11回	福岡市関係施設・機関、 マスコミ、 定期購読者等／8,000部
こどもとしゃかん ニュース	こども図書館の利用拡大、読書普及を目的とし、おはなし会やテーマ別本展示のお知らせ、新刊本紹介を掲載している。	年6回	福岡市関係施設・機関、 市内の保育所、幼稚園、 小中学校等／2,500部
こどもとしゃかんの ほんだな	小学生を対象として、読書普及及び図書館の利用拡大を目的とし、小学生向けのお薦めの本のリスト等を掲載している。	年4回	福岡市内の 小学校等／1,020部
ヤングアダルト ブックリスト	中学生・高校生を対象として、読書普及及び図書館の利用拡大を目的とし、お薦めの本を紹介している。	随時	福岡市内の中学校、 高等学校等／6,000部
レファレンスだより	レファレンスサービスをアピールすることを目的とし、相談カウンターに寄せられたレファレンスの中から、事例の一部を紹介している。 また、夏休みは小中高生を対象にした特集号を別途発行している。	年12回	福岡市関係施設・機関、 関連図書館等／280部
図書の展示	テーマに基づき各コーナーで図書の展示を行うとともに、ホームページに掲載し、図書の紹介を実施している。	毎月	
クンドルニュース	九州国連寄託図書館の活動案内、国連資料の利用拡大を目的とし、国連資料などを紹介している。	年6回	福岡市関係施設・機関、 福岡県内 公共図書館等／700部
図書館要覧	他図書館、行政機関への当館の運営報告を目的とし、図書館各部門の現状・サービス、事業実績、組織・予算、分館の状況などを掲載している。	年1回	福岡市関係施設・機関、 関連図書館等／350部

#### 5. 研究活動

図書館各部門において調査研究を行い、その成果を報告するため、研究紀要を発行する。

媒体名	目的と内容	発行回	配布先／発行数
研究紀要	収蔵資料に関する学術的な調査研究等の成果を報告することを目的に、図書館職員による研究論文、資料紹介、展示報告等を掲載している。	年1回	各県の主な公共図書館、 文書館、歴史資料館、 文学館等／500部



## 6. 九州国連寄託図書館

### (1) 国連寄託図書館

国連寄託図書館は、国際連合（国連）がその活動状況について世界各国の人々の理解を得るため、国連の刊行する資料を寄託し、一般公開するものである。

国連寄託図書館は、平成27年4月1日現在、世界の136か国に365か所余あり、日本には14か所、九州では西南学院大学、琉球大学及び福岡市総合図書館の3か所に設置されている。

### (2) 九州国連寄託図書館 (Kyushu United Nations Depository Library)

#### ア 沿革

昭和41年国連創立20周年記念事業として日本国際連合協会福岡県本部により、北九州市小倉図書館（当時）に開設され、その後、福岡市内の電気の科学館（昭和47～昭和56年）、九州大学経済学部資料室（昭和56年～昭和63年）を経て、国際化時代に即し、ひろく一般の人々の利用に供するため、昭和63年10月から福岡市民図書館に継承され、平成8年6月の福岡市総合図書館開館により引き続き設置している。

平成25年10月には福岡市移管25周年記念事業として、ワークショップ及び講演会を開催した。

### イ 資料概要（平成27年4月1日現在）

#### (ア) 内容

- ・主要機関の公式記録 Official Records
- 総会 General Assembly
- 経済社会理事会 Economic and Social Council
- 安全保障理事会 Security Council

- ・国連市販刊行物 Sales Publications
- ・国連条約集 UN Treaty Series
- ・逐次刊行物 (雑誌, ニュースレター等)
- ・ドキュメント (会議などで資料として配布するもの, 議事録, 報告書)
- ・専門機関刊行物 (ユネスコ, WHO, ILO, FAO等)
- ・関連諸機関刊行物 (ユニセフ, ハビタット, 国連難民高等弁務官事務所等)

(イ) 蔵書数 図書 36,131冊 逐次刊行物 (ドキュメントを含む) 423種

(ウ) 資料言語 英語

(エ) 分類法 国連刊行物分類表 Subject Categories

### ウ 相談窓口利用状況（平成26年度）（単位：件）

電話相談	窓口相談	文書相談	計
89	1,072	0	1,161

### エ 刊行物（平成26年度）

- ・KUNDL NEWS 第81号（平成26年5月）～第86号（平成27年3月）の発行

毎号、国連が発行している本を注目の1冊として紹介。平成26年度に取り上げたテーマは、先住民、気候変動、パレスチナ問題、防災など。また、国際年や国連で採択された国際的など。また、特別日（国際デー）を紹介するなど国連活動を身近なものと感じられるよう編集発行した。

## 7. 福岡市立点字図書館

点字図書・録音図書資料等を収集・製作・保存して、その読書に関する環境の充実を図り、視覚障がい者が一般市民や家族と同じ図書館内で読書ができる環境の整備を進め、情報提供施設として福祉の向上に努めることを目的としている。

### (1) 業務内容

#### ア 貸し出し事業

点字図書、録音図書、デージー(※1)図書(CD)、また新聞や雑誌の抜粋等を内容とした定期刊行物等を製作、整備し、利用者に郵送等にて貸し出しする。

#### イ 1階閲覧室

点字図書、録音図書資料等の閲覧や視覚障がい者用のパソコンによる閲覧、読書機による一般図書資料の閲覧を提供する。

#### ウ サービス事業

##### (ア) 対面朗読

総合図書館内、または持ち込みの図書・雑誌・資料等の対面朗読を行う。

##### (イ) ファックス代読

簡易な文書類等をファックスで送ってもらい、電話により代読する。

##### (ウ) プライベートサービス

個人の希望により、図書・雑誌等の点訳または音声訳を行う。

##### (エ) 肢体不自由者読書サービス

一般の図書が利用できない体幹機能障がいまたは重度の上肢障がい者に対して、著作権者の承諾を得た録音図書の貸出を行う。

##### (オ) ネットワークアクセス支援

サピエ(※2)図書館へのアクセス方法等を中心としたインターネットの基本操作個別指導

##### (カ) レファレンス(読書の奨励や読書相談)

図書に関する色々な問い合わせ等について、できるだけ調査し、お応えする。

#### エ 専属ボランティアの指導、育成

点字図書・録音図書・デージー(※1)図書(CD)製作、対面朗読のため講習会を開催し、専属ボランティアを養成する。

#### オ 点字図書館だより

新規蔵書図書の紹介や生活情報・図書情報等をお知らせするため、年6回(奇数月)の「点字図書館だより」を発行する。

※1 デージーとは、DAISY (Digital Accessible Information SYstemの略) デジタル録音図書の国際標準規格

※2 サピエとは、視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データで提供するネットワーク

日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。

### (2) 運営組織(社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会)

#### 職員構成

館長	1名
司書	2名
点訳指導員	1名
校正員	1名
貸出閲覧員	1名

### (3) 運営状況(26年度 利用実績)

#### ア 蔵書数

区分	タイトル数	冊巻数
点字図書	6,667	21,410
録音図書	4,166	24,200
CD図書	5,433	5,467
合計	16,266	51,077

#### イ 貸出数

区分	タイトル数	冊巻数
点字図書	288	1,109
録音図書	2,096	8,208
CD図書	17,105	17,206
合計	19,489	26,523

#### ウ 登録者数

区分	総数
男	525人
女	395人
合計	920人

#### エ 館内利用者数

閲覧室利用者数	539人
対面朗読利用者数	232人

#### オ その他主サービス実施状況

派遣対面朗読利用者数	141人
プライベートサービス	63人

## 8. 福岡市総合図書館運営審議会

設置目的	総合図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。			
設置年月日	平成8年4月1日			
根拠法令等	福岡市総合図書館条例 第25条第1項			
任期	2年：平成26年7月9日～平成28年7月8日			
構成員・名簿	〈学校教育関係者〉	赤木 智幸	西依 節雄	渡邊 由紀子
	〈社会教育関係者〉	平田 哲子	山本 幸雄	梶田 由美子
	〈家庭教育関係者〉	坂田 美和子		
	〈読書活動団体関係者〉	香川 純子	野田 真由美	
	〈学識経験者〉	高橋 昇 黒岩 俊哉	白根 恵子	脇川 郁也
	〈本市の住民〉	岩井 千華	島津 摩季子	

### ※任期途中交代

- ・ 甲斐 景子（平成26年7月9日～平成26年9月23日）  
↓  
梶田 由美子（平成26年9月24日～在任中）
- ・ 八尋 理恵（平成26年7月9日～平成27年5月12日）  
↓  
香川 純子（平成27年5月13日～在任中）

### 平成26年度の活動実績

- ・ 福岡市総合図書館運営審議会：3回開催
- ・ 平成26年7月30日：第1回運営審議会
- ・ 平成26年12月5日：第2回運営審議会  
「福岡市総合図書館新ビジョン事業計画」の策定にあたり、最終審議。
- ・ 平成27年3月19日：第3回運営審議会

## V. 条例, 関係規則等

### 1. 福岡市総合図書館条例 (平成8年3月28日条例第30号)

(設置)

**第1条** 市民の教育, 学術及び文化の発展に寄与するため, 福岡市総合図書館(以下「総合図書館」という。)を福岡市早良区百道浜三丁目に設置する。

2 総合図書館に分館を別表第1のとおり置く。

(事業)

**第2条** 総合図書館は, 次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)の規定に基づく図書館として, 図書, 記録, 逐次刊行物その他必要な資料(以下「図書資料」という。)を収集し, 整理し, 及び保存して, 市民の利用に供すること。
- (2) 映画フィルム, ビデオテープ, コンパクトディスクその他必要な資料(以下「映像資料」という。)を収集し, 整理し, 及び保存して市民の利用に供すること。
- (3) 本市に関する歴史的文化的価値を有する公文書, 古文書, 郷土資料, 文学資料その他必要な資料(以下「文書資料」という。)を収集し, 整理し, 及び保存して, 市民の利用に供すること。
- (4) 図書資料, 映像資料及び文書資料(以下「図書資料等」という。)の利用のための相談に応じること。
- (5) 図書資料等に関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 図書資料等に関する講演会, 講習会, 研究会, 映写会等を開催し, 及びその奨励を行うこと。
- (7) 施設の利用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか, 総合図書館の設置の目的の達成に必要なこと。

(職員)

**第3条** 総合図書館に館長その他必要な職員を置く。

(観覧料)

**第4条** 総合図書館が主催して映像ホールで映像資料を上映する場合は, 観覧する者から, 別表第2に定める額の観覧料を徴収する。

(利用の許可)

**第5条** 図書資料等に関する講演会, 講習会, 研究会, 映写会等のため総合図書館の施設(映像ホール及び会議室に限る。)を利用しようとする者は, 教育委員会規則で定めるところにより, 教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときも, また同様とする。

2 映像ホールに係る前項の許可は, 総合図書館が主催して映像ホールで行う事業に支障がない範囲で行うものとする。

(利用の制限)

**第6条** 教育委員会は, 次の各号のいずれかに該当する場合は, 総合図書館の利用を拒み, 又は前条の許可をせず, 若しくは既にした許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者(利用しようとする者を含む。以下本条において同じ。)が総合図書館の設置の目的に反する利用をし, 又はそのおそれがあるとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反し, 又はそのおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか, 総合図書館の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても, 本市はその責めを負わない。

(入館の制限)

**第7条** 教育委員会は, 次の各号のいずれかに該当する者に対しては, 入館を拒み, 又は退館を命じることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ, 若しくは総合図書館の施設, 附属設備若しくは図書資料等を損傷し, 又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 総合図書館の管理上の指示又は指導に従わない者
- (3) 前2号に掲げる者のほか, 総合図書館の管理上支障があると認められる者

(利用する権利の譲渡等の禁止)

**第8条** 第5条の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)は, 総合図書館の施設を利用する権利を譲渡し, 又は転貸してはならない。

(特別な設備)

**第9条** 許可利用者は、総合図書館に特別な設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 教育委員会は、総合図書館の管理上必要があると認めるときは、許可利用者の負担において総合図書館に特別な設備を設置するよう命じることができる。
- 3 前2項に規定する設備は、第5条の許可の期間の満了前に許可利用者の負担において撤去し、原状に復さなければならない。
- 4 許可利用者が前項に規定する撤去を行わないときは、教育委員会がこれを行い、その費用を当該許可利用者から徴収する。

(使用料)

**第10条** 許可利用者からは、別表第3に定める額の使用料を徴収する。

(複写手数料)

**第11条** 総合図書館の図書資料等を複写する者からは、複写紙1枚につき300円の範囲内で教育委員会規則で定める額の手数料を徴収する。

(撮影等の許可及び手数料)

**第12条** 学術研究等のため、総合図書館の図書資料等の撮影、模写又は模造をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者からは、1点1回につき2,200円の範囲内で教育委員会規則で定める額の手数料を徴収する。

(観覧料等の前納等)

**第13条** 観覧料、使用料及び手数料(以下「観覧料等」という。)は、前納とする。

- 2 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の減免)

**第14条** 教育委員会が特別な理由があると認める場合は、観覧料等を減免することができる。

(利用者の管理義務)

**第15条** 利用者は、利用期間中その利用に係る総合図書館の施設、附属設備及び図書資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害賠償)

**第16条** 利用者がその責めに帰すべき事由により、総合図書館の施設、附属設備又は図書資料等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り)

**第17条** 許可利用者は、総合図書館の職員が職務のため当該利用に係る施設に立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

**第18条** 教育委員会は、総合図書館の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 指定管理者が行う総合図書館(分館を除く。)の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 第2条第7号及び第8号に掲げる事業に関する業務
  - (2) 第5条第1項に規定する利用の許可(会議室に係るものに限る。)に関する業務
  - (3) 第6条第1項に規定する利用の制限に関する業務
  - (4) 第7条に規定する入館の制限に関する業務
  - (5) 第9条に規定する特別な設備の設置(会議室に係るものに限る。)に関する業務
  - (6) 第10条に規定する使用料の徴収(会議室に係るものに限る。)に関する業務
  - (7) 第11条に規定する手数料の徴収に関する業務
  - (8) 第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可(文書資料に係るものを除く。)及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務
  - (9) 第14条に規定する観覧料等(使用料(会議室に係るものに限る。)及び手数料に限る。)の減免に関する業務
  - (10) 総合図書館の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務



- 3 指定管理者が行う総合図書館（分館に限る。）の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 前項第3号、第4号及び第7号に掲げる業務
  - (2) 第2条第1号（市民の利用に供することに限る。）、第2号（市民の利用に供することのうち貸出をした映像資料の返却に係るものに限る。）、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事業に関する業務
  - (3) 第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

**第19条** 教育委員会は、総合図書館の管理を指定管理者に行わせようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、総合図書館（分館を除く。）又は各分館について、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、総合図書館の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると教育委員会が認める場合は、この限りでない。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。
  - (1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
  - (2) 総合図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
  - (3) 総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める基準

（指定等の告示）

**第20条** 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに教育委員会規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

（指定の取消し等）

**第21条** 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
  - (2) 第19条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。
  - (3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。
  - (4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 前条の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

（管理の基準）

**第22条** 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会の定めるところに従って適正に総合図書館の管理を行わなければならない。

（指定管理者の原状回復義務等）

**第23条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなった総合図書館の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別な事情があると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者がその責めに帰すべき理由により、総合図書館の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

**第24条** 第18条第1項の規定により総合図書館（分館を除く。）の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条第1項、第6条第1項、第7条、第9条（第3項を除く。）、第10条、第12条第1項及び第14条の規定の適用については、第5条第1項中「映像ホール及び会議室」とあるのは「会議室」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、第6条第1項各号列記以外の部分、第7条及び第9条（第3項を除く。）中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「使用料」とあるのは「使用料（会議室に係るものに限る。）」と、第12条第1項中「図書資料等」とあるのは「図書資料等（文書資料を除く。）」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、第14条中「教育委員会が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の定める」と、「観覧料等」とあるのは「使用料（会議室に係るものに限る。）及び手数料」とする。

2 第18条第1項の規定により総合図書館（分館に限る。）の管理を指定管理者に行わせる場合における第6条第1項、第7条及び第12条第1項の規定の適用については、第6条第1項各号列記以外の部分及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条第1項中「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」とする。

(総合図書館運営審議会)

**第25条** 総合図書館の運営に関する事項を調査審議するため、福岡市総合図書館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、総合図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。

3 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

**第26条** この条例に定めるもののほか、総合図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(供用開始日)

2 この条例の施行にかかわらず、総合図書館（分館を除く。）の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。

(平成8年教規則第10号により平成8年6月29日から供用開始)

(福岡市民図書館条例の廃止)

3 福岡市民図書館条例（昭和51年福岡市条例第43号）は、廃止する。

**附 則**（平成11年3月11日条例第35号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成11年教委規則第5号により別表第1福岡市博多図書館の項の次に福岡市博多南図書館の項を加える改正規定は、平成12年1月30日から施行)

**附 則**（平成15年3月13日条例第30号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表第1福岡市西図書館の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成15年教委規則第11号により平成15年8月9日から施行)

**附 則**（平成19年12月20日条例第62号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年 3 月26日 条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（供用開始日）

- 2 この条例の施行にかかわらず、福岡市西部図書館の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。

（平成21年教委規則第 9 号により平成22年 7 月20日から供用開始）

**附 則**（平成26年 3 月27日 条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年 3 月19日 条例第59号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は公布の日から、別表第 1 福岡市東図書館の項の改正規定は教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成27年教委規則第14号により平成28年 6 月 4 日から施行）

別表第 1

名 称	位 置
福岡市東図書館	福岡市東区香住ヶ丘一丁目
福岡市和白図書館	福岡市東区和白丘一丁目
福岡市博多図書館	福岡市博多区山王一丁目
福岡市博多南図書館	福岡市博多区南本町二丁目
福岡市中央図書館	福岡市中央区赤坂二丁目
福岡市南図書館	福岡市南区塩原二丁目
福岡市城南図書館	福岡市城南区片江五丁目
福岡市早良図書館	福岡市早良区百道二丁目
福岡市西図書館	福岡市西区内浜一丁目
福岡市西部図書館	福岡市西区西都二丁目

## 別表第2

## 映像ホール上映観覧料

区 分		金 額	
		個 人	20人以上の団体
通常上映観覧	一 般	500円	1人につき400円
	大学生・高校生	400円	1人につき320円
	中学生・小学生	300円	1人につき240円
特 別 上 映 観 覧		1人につき2,000円以内で教育委員会が定める額	

## 備考

- 通常上映観覧とは、総合図書館が平常的に上映する映像資料の観覧をいい、特別上映観覧とは、総合図書館が特別に上映する映像資料の観覧をいう。
- 一般とは、大学生・高校生及び中学生・小学生以外の者で15歳以上のものをいい、大学生・高校生とは、大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、各種学校又はこれらに準じるものに在学する者をいう。

## 別表第3

## 1 映像ホール使用料

区 分	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前10時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前10時から 午後10時まで
映 像 ホ ール	3,000円	18,000円	22,000円	21,000円	40,000円	43,000円

## 2 会議室使用料

区 分	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後4時から 午後7時まで	午前10時から 午後4時まで	午後1時から 午後7時まで	午前10時から 午後7時まで
第1会議室	2,350円	5,100円	5,100円	7,200円	9,150円	10,900円
第2会議室	1,250円	2,700円	2,700円	3,800円	4,850円	5,750円

## 備考

- 映像ホールの許可利用者が入場者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の2倍に相当する額とする。
- 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料の額は、教育委員会規則で定める。
- 付属設備の使用料の額は、教育委員会規則で定める。

## 2. 福岡市総合図書館条例施行規則 (平成8年3月28日教育委員会規則第5号)

(趣旨)

**第1条** この規則は、福岡市総合図書館条例(平成8年福岡市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 福岡市総合図書館(以下「総合図書館」という。)の事務を行うため、総合図書館に分館のほか、次の課及び係を置く。

運営課

運営係

企画係

図書サービス課

図書係

読書普及係

相談係

文学・文書課

文学係

資料係

古文書係

映像資料課

映像資料係

2 分館の所属は、図書サービス課とする。

(分掌事務)

**第3条** 課の分掌事務は、次のとおりとする。

運営課

- (1) 総合図書館内の連絡調整に関する事。
- (2) 総合図書館の維持管理に関する事。
- (3) 総合図書館の利用その他便宜供与に関する事。
- (4) 他の課及び分館の主管に属しない事。

図書サービス課(分館を除く。)

- (1) 図書、記録、逐次刊行物その他必要な資料(以下「図書資料」という。)の選定、受入、整理、保存及び利用に関する事。
- (2) 図書資料の調査及び相談に関する事。
- (3) 図書資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関する事。
- (4) 九州国連寄託図書館の運営に関する事。
- (5) 他の図書館等との連絡、協力及び図書資料の相互貸借に関する事。
- (6) 読書普及事業に関する事。

文学・文書課

- (1) 郷土の文学等に関する資料(以下「文学資料」という。)の選定、受入、整理、保存及び利用に関する事。
- (2) 本市に関する歴史的文化的価値を有する公文書、古文書その他必要な資料(以下「文書資料」という。)の収集、整理、保存及び利用に関する事。
- (3) 文学資料及び文書資料の調査研究及び相談に関する事。
- (4) 文学資料及び文書資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関する事。

映像資料課

- (1) 映画フィルム、ビデオテープ、コンパクトディスクその他必要な資料(以下「映像資料」という。)の収集、整理及び保存に関する事。
- (2) 映像ホール、ミニシアター及びビデオライブラリーの運営に関する事。
- (3) 映像資料の調査研究に関する事。
- (4) 映像資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関する事。

- 2 分館の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 図書資料の選定及び利用に関すること。
  - (2) 市民センター等との連絡調整に関すること。
  - (3) 読書普及事業に関すること。

(職員)

- 第4条** 総合図書館に館長、副館長及び管理部長を、課に課長を、係に係長を、分館に分館長を置く。
- 2 前項の職員のほか、特に必要なときは、課に主査又は主任学芸主事を置くことがある。
  - 3 前2項の職員のほか、課及び分館（指定管理者に管理を行わせる分館を除く。）に職員を置く。
  - 4 館長、副館長、管理部長、課長、係長、分館長、主査及び主任学芸主事は、職員のうちから命じる。
  - 5 館長は、上司の命を受けて総合図書館の事務を統理し、所属職員を指揮監督する。
  - 6 副館長は、上司の命を受けて総合図書館の事務について館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
  - 7 管理部長は、上司の命を受けて総合図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
  - 8 課長、係長及び分館長は、上司の命を受けて課、係又は分館に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
  - 9 主査及び主任学芸主事は、上司の命を受けて総合図書館に属する特定の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
  - 10 職員は、上司の命を受けて分担する事務を処理する。

(職務権限の代行)

- 第5条** 館長に事故がある場合又は館長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、副館長がその所掌する事務について館長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、教育次長の指揮を受けなければならない。
- 2 副館長に事故がある場合又は副館長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、管理部長がその所掌する事務について副館長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、館長の指揮を受けなければならない。
  - 3 管理部長に事故がある場合又は管理部長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、課長がその所掌する事務について管理部長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、副館長の指揮を受けなければならない。
  - 4 課長に事故がある場合又は課長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、係長がその所掌する事務について課長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、管理部長の指揮を受けなければならない。
  - 5 前各号の規定により館長、副館長、管理部長又は課長の職務権限を代理して行うものがないときは、館長の職務権限は教育次長が、副館長の職務権限は館長が、管理部長の職務権限は副館長が、課長の職務権限は管理部長が行う。
  - 6 分館長に事故がある場合又は分館長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、図書サービス課長が分館長の職務権限を行う。

(開館時間)

- 第6条** 総合図書館の開館時間は、午前10時から午後7時まで（日曜及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号））に規定する休日をいう。以下に同じ。）については、午前10時から午後6時まで）とする。ただし、映像ホールについては、午前10時から午後10時まで（日曜及び休日については、午前10時から午後6時まで）とする。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、分館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認める場合は、総合図書館の開館時間を変更することができる。

(休館日)

- 第7条** 総合図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
- (1) 毎週月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）
  - (2) 毎月末日（その日が日曜日、月曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後において最初の日曜日、月曜日、土曜日及び休日でない日）
  - (3) 12月28日から翌年1月4日まで
  - (4) 図書資料、文学資料、文書資料及び映像資料（以下「図書資料等」という。）の整理期間として1年につき14日を超えない範囲内で教育長が定める期間

(施設の利用許可申請)

**第8条** 条例第5条の規定による総合図書館の施設の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、福岡市総合図書館施設利用許可申請書（様式第1号）により教育長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、映像ホールの利用の申請については利用しようとする日の6月前から3月前までの間に、会議室の利用については、利用しようとする日の3月前から前日までの間に行わなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用許可)

**第9条** 利用許可は、福岡市総合図書館施設利用許可書（様式第2号）を交付して行うものとする。

(利用の取り止め)

**第10条** 利用許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が利用の取り止めをしようとする場合には、あらかじめ福岡市総合図書館施設利用取り止め届（様式第3号。以下「利用取り止め届」という。）を教育長に提出しなければならない。

(利用時間)

**第11条** 許可利用者が利用許可を受けた時間（以下「利用時間」という。）には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(利用時間の経過)

**第12条** 許可利用者が利用の開始後において、利用時間を超過して引き続き当該利用許可に係る施設の利用を申し出た場合は、総合図書館の運営に支障がない場合においてのみ許可する。

(利用時間の超過の場合の使用料)

**第13条** 許可利用者が、前条の規定により利用時間を超過して利用するときの当該超過して利用する時間（以下「超過時間」という。）に係る使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 映像ホール 超過時間1時間までごとに条例別表第3 1 映像ホール使用料の表に掲げる午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額（正午から午後1時までは、同表に掲げる午後1時から午後5時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額）
- (2) 会議室 1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額。

(付属設備の使用料)

**第14条** 付属設備の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

(図書資料等の複写手数料等)

**第15条** 条例第11条に規定する手数料の額は、別表第2のとおりとする。

2 館長は、複写を許可しない図書資料等をあらかじめ指定することができる。

(撮影等の許可)

**第16条** 条例第12条第1項の規定による総合図書館の図書資料等の撮影、模写又は模造（以下「撮影等」という。）の許可を受けようとする者は、福岡市総合図書館資料撮影等許可申請書（様式第4号）により館長に申請しなければならない。

2 前項の許可は、福岡市総合図書館資料撮影等許可書（様式第5号）を交付して行うものとする。

3 撮影等は、次の各号いずれかに該当するときは許可しない。

- (1) 入館者の利用に支障があると認められるとき。
- (2) 図書資料等の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他撮影等を行うことが不相当と認められるとき。

4 撮影等は、所定の場所で行わなければならない。

(撮影等の手数料)

**第17条** 条例第12条第2項に規定する手数料の額は、別表第3のとおりとする。

(使用料及び手数料の徴収)

**第18条** 使用料は、利用の開始までに徴収する。

2 手数料は、複写又は撮影等の開始までに徴収する。

(観覧料等の還付)

**第19条** 条例第13条第2項ただし書の規定による観覧料等の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 天災地変その他不可抗力により観覧、利用、複製又は撮影等ができなくなったとき 当該観覧料等の全額
- (2) 許可利用者が利用日の10日前（映像ホールについては1月前）までに利用取り止め届を提出したとき 当該使用料の全額
- (3) 許可利用者が利用日の5日前までに利用取り止め届を提出したとき（映像ホールを除く。） 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額

(観覧料の減免)

**第20条** 条例第14条の規定による観覧料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が当該義務教育諸学校の教育計画に基づき通常上映を観覧するとき 当該観覧料の全額
  - (2) 心身障がい者（療育手帳、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「療育手帳等」という。）の交付を受けている者をいう。以下同じ。）が通常上映を観覧するとき 当該観覧料の全額
  - (3) 市内に居住する65歳以上の者が通常上映を観覧するとき 当該観覧料の額に0.5を乗じて得た額
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要と認める額
- 2 前項第1号又は第4号の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、福岡市総合図書館観覧料減免申請書（様式第6号）により教育長に申請しなければならない。
- 3 第1項第2号又は第3号の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、療育手帳等又は本市が発行するシルバー手帳を職員に提示しなければならない。

(使用料の減免)

**第21条** 条例第14条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき 当該使用料の全額
  - (2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額
  - (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき 当該使用料の全額
  - (4) 18歳未満の者を主体とする団体が利用するとき 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額
  - (5) 映像ホールを利用して入場者から入場料を徴収する催物を行う場合で、当該入場料の額（数種の入場料を徴収する場合にあっては、その最も高い額）が1人1回の入場について5,000円以下のとき 当該使用料（附属設備の使用料を除く。）の額に0.5を乗じて得た額
  - (6) 市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が利用するとき 当該使用料の全額
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要と認める額
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、福岡市総合図書館使用料減免申請書（様式第7号）により教育長に申請しなければならない。ただし、本市が主催する行事に利用する場合は、この限りではない。

(入館者及び許可利用者の心得)

**第22条** 総合図書館の入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 総合図書館の施設、附属設備、備品又は図書資料等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他の入館者に迷惑をかけること。
- (3) 所定の場所以外で飲食をし、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 危険物又は動物を持ち込まないこと。
- (5) 許可なくして物品を販売し、若しくは展示し、又はこれに類する行為をしないこと。
- (6) 館内を不潔にしないこと。
- (7) 許可なくして図書資料等の撮影等をしないこと。
- (8) 総合図書館の施設、附属設備、備品及び図書資料等の利用を終えたときは、これをもとの状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。
- (9) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から職員が行う指示又は指導に従うこと。



- 2 許可利用者は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 収容人員は、当該施設の所定の人員を超えないこと。
  - (2) 条例第7条各号のいずれかに該当する者に対しては、当該施設への入場を拒み、又は退場を命じること。
  - (3) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
  - (4) 当該施設への入場者に前項各号に掲げる事項を守らせること。

(利用後の点検)

**第23条** 許可利用者は、総合図書館の施設、附属設備及び備品の使用を終えたときは、職員の点検を受けなければならない。

(図書資料等の貸出対象者)

**第24条** 市内若しくは別表第4に掲げる市町村内に居住し、又は市内に勤務し、若しくは在学する者は、図書資料等の個人貸出を受けることができる。

- 2 前項に規定する者のほか、館長が特に認める者もまた同様とする。
- 3 市内の地域団体、職域団体、社会教育関係団体その他の団体で館長が適当と認めるもの（以下「団体」という。）は、総合図書館（分館を除く。）の図書資料の団体貸出を受けることができる。

(登録手続)

**第25条** 図書資料等の貸出を受けようとする者は、個人にあつては図書貸出登録申込書を、団体にあつては団体貸出登録申請書を館長に提出し、登録しなければならない。

- 2 前項の規定による登録を行った者（以下「登録利用者」という。）に対しては、個人にあつては貸出カードを、団体にあつては団体貸出登録書を交付するものとする。
- 3 貸出カードの有効期間は3年間とし、団体貸出登録書の有効期間は登録した年度の末日までとする。
- 4 登録に係る事項について異動を生じたとき、又は貸出カード若しくは団体貸出登録書を紛失したときは、登録利用者は、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。
- 5 虚偽の登録を行い、又は貸出カード若しくは団体貸出登録書を他人に譲渡し、若しくは転貸する等の不正行為を行った登録利用者に対しては、その登録を取り消すことがある。

(貸出の手続)

**第26条** 登録利用者が、図書資料等の貸出を受けようとするときは、個人にあつては貸出カードを、団体にあつては団体貸出登録書をそれぞれ提出し、又は提示しなければならない。ただし、他の手段により登録利用者であることが確認できるときは、この限りでない。

(貸出の制限)

**第27条** 次の各号のいずれかに該当する図書資料等は、特に館長が認める場合を除き貸出をしない。

- (1) 図書資料のうち参考図書
- (2) 映像資料（ビデオテープ、コンパクトディスク、デジタルバーサタイルディスク及びカセットブックを除く。）
- (3) 文書資料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に重要な図書資料及び映像資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、貸出が不相当と認められるもの

(貸出冊数及び期間)

**第28条** 図書資料等の個人貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めたときの貸出期間は、この限りでない。

- (1) 図書資料の貸出は、登録利用者1人につき10冊以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。
  - (2) 映像資料（コンパクトディスク及びカセットブックに限る。）の貸出は、登録利用者1人につき2枚以内又は2本以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。
  - (3) 映像資料（ビデオテープ及びデジタルバーサタイルディスクに限る。）の貸出は、登録利用者1人につき1枚又は1本とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。
- 2 図書資料の団体貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、貸出を受ける団体の規模等に応じて館長が別に定める。

(図書資料の管理)

**第29条** 団体貸出を受けた団体の代表者は、貸出を受けた図書資料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(貸出の停止)

**第30条** 館長は、貸出期間の経過後なお図書資料等を返納しない登録利用者その他この規則及び総合図書館の管理上必要な指示に従わない登録利用者に対しては、図書資料等の貸出を一定期間停止することができる。

(様式)

**第31条** 第25条第1項に規定する図書貸出登録申込書及び団体貸出登録申請書、同条第2項に規定する貸出カード及び団体貸出登録書の様式は、館長が定める。

(図書資料等の寄贈及び寄託)

**第32条** 総合図書館は、図書資料等の寄贈及び寄託を受けることができる。

(寄託資料の取扱い)

**第33条** 寄託を受けた図書資料等は、寄託についての特別の条件がある場合のほか、他の図書資料等と同様の取扱いをするものとする。ただし、貸出については、寄託者の承諾がある場合に限り行うものとする。

(寄託期間)

**第34条** 図書資料等の寄託期間は、寄託者と館長が協議して定める。  
2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認める場合は、寄託期間内においても当該図書資料等を返還することができる。

(免責)

**第35条** 寄託を受けた図書資料等が、天災地変その他不可抗力によって滅失し、又は損傷した場合は、教育委員会はその責めを負わないものとする。

(指定管理者の公募の公告)

**第36条** 条例第19条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる総合図書館の名称及び所在地
- (2) 指定の予定期間
- (3) 指定管理者が行う管理の業務の範囲及び管理の基準
- (4) 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (5) 指定管理者の候補者となることができる資格を定めたときは、その資格
- (6) 条例第19条第2項の規定による申請（以下「指定の申請」という。）を受け付ける期間及び次条第1項の指定管理者指定申請書の提出先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が定める事項

(指定の申請)

**第37条** 指定の申請は、教育長が定める期間内に指定管理者指定申請書（様式第8号）を教育長に提出して行うものとする。

2 指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定の申請を行う団体（以下「申請団体」という。）の定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (2) 申請団体が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (4) 管理の業務に従事する者の配置及び勤務体制について記載した書類
- (5) 申請団体のすべての事業に係る指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに当該事業年度の前事業年度の事業報告書及び収支決算書
- (6) 申請団体の役員の名簿及び従業員数を記載した書類
- (7) 申請団体の活動実績について記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

3 教育長は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第7号までに掲げる書類の一部の添付を要しないことができる。

(指定の期間)

**第38条** 指定管理者の指定の期間は、5年以内とする。

(指定管理者の指定の通知)

**第39条** 指定管理者の指定は、指定管理者指定書（様式第9号）を交付して行う。

(指定等の告示事項)

**第40条** 条例第20条に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる総合図書館の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (3) 指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

2 条例第21条第2項において準用する条例第20条に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者（指定管理者であった者を含む。）に管理を行わせていた総合図書館の名称及び所在地
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる事項
- (3) 指定を取り消した場合にあっては、取消しの日
- (4) 管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止した業務の範囲及び停止の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

**第41条** 事業報告書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書をいう。

以下同じ。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 管理に係る経費等の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の状況を把握するために必要な事項として教育長が定めるもの

2 指定管理者の指定が取り消された場合における取消しの日の属する年度の事業報告書は、当該年度の初日から当該取消しの日の前日までの期間について作成するものとする。

3 指定管理者は、毎年度終了後（指定管理者の指定が取り消されたときは、当該取消しの日後）60日以内に、事業報告書を教育長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると教育長が認めるときは、この限りでない。

(指定管理者に関する読替え)

**第42条** 条例第18条第1項の規定により総合図書館（分館を除く。）の管理を指定管理者に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第1項	施設	施設（会議室に限る。）
	教育長	指定管理者
第8条第2項	前項の申請は、映像ホールの利用の申請については利用しようとする日の6月前から3月前までの間に、会議室の利用については	前項の規定による申請は
第8条第2項ただし書	教育長が	指定管理者が教育長の定める
第10条及び第21条第2項	教育長	指定管理者
第12条	当該利用許可に係る施設	会議室

第13条	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>(1) 映像ホール 超過時間1時間までごとに条例別表第3 1 映像ホール使用料の表に掲げる午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額（正午から午後1時までは、同表に掲げる午後1時から午後5時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額）</p> <p>(2) 会議室 1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額</p>	<p>1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額とする。</p>
第16条第1項	図書資料等	図書資料等（文書資料を除く。以下この条において同じ。）
	館長	指定管理者
第18条第1項	使用料	使用料（会議室に係るものに限る。以下同じ。）
第22条第1項第10号及び第23条	職員	指定管理者
第22条第2項第1号、第2号及び第4号	当該施設	会議室
様式第1号及び様式第2号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
	職員	指定管理者
様式第3号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
様式第4号及び様式第5号	福岡市総合図書館長	指定管理者
	職員	指定管理者
様式第7号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
	本市	福岡市

- 2 条例第18条第1項の規定により総合図書館(分館に限る。)の管理を指定管理者に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第16条第1項、第25条第1項及び第4項並びに第30条	館長	指定管理者
第22条第1項第10号	職員	指定管理者
第27条	特に館長が	指定管理者が館長の定める特別の理由があると
第28条第1項ただし書	館長が特に必要と	指定管理者が館長の定める特別の理由があると
様式第4号及び様式第5号	福岡市総合図書館長	指定管理者
	職員	指定管理者

別記様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第6号及び様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

(以下様式省略)

(審議会の委員の委嘱)

**第43条** 条例第25条に規定する福岡市総合図書館運営審議会(以下「審議会」という。)の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、読書活動を行う団体の関係者、学識経験を有する者並びに本市の住民のうちから教育委員会が委嘱する。

(審議会の会長及び副会長)

**第44条** 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

**第45条** 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(委任)

**第46条** この規則に定めるもののほか、総合図書館の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(福岡市民図書館条例施行規則の廃止)

- 2 福岡市民図書館条例施行規則(昭和51年福岡市教育委員会規則第16号)は、廃止する。

**附 則**（平成10年12月28日教規則第6号）  
この規則は、平成11年1月5日から施行する。

**附 則**（平成12年3月30日教規則第1号）  
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年3月29日教規則第9号）  
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**（平成14年3月28日教規則第9号）  
（施行期日）  
1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）  
2 この規則の施行の日前に交付した貸出カード及び団体貸出登録書の有効期限は、この規則による改正後の福岡市総合図書館条例施行規則第25条第3項の規定にかかわらず、貸出カードについては平成17年3月31日までとし、団体貸出登録書については平成15年3月31日までとする。

**附 則**（平成14年7月29日教規則第15号）  
この規則は、平成14年8月1日から施行する。

**附 則**（平成15年3月31日教規則第7号）  
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年3月29日教規則第8号）  
この規則は、平成16年6月1日から施行する。

**附 則**（平成17年1月13日教規則第1号）  
この規則は、平成17年1月24日から施行する。

**附 則**（平成17年3月24日教規則第2号）  
この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第4大島村の項を削る改正規定は、平成17年3月28日から施行する。

**附 則**（平成17年7月14日教規則第12号）  
（施行期日）  
1 この規則は、平成17年7月15日から施行する。

（経過措置）  
2 この規則による改正前の福岡市教育委員会規則の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

**附 則**（平成18年10月30日教規則第9号）  
この規則は、平成18年11月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月29日教規則第6号）  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年6月28日教規則第10号）  
この規則は、平成19年7月1日から施行する。

**附 則**（平成19年12月20日教規則第11号）  
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年11月30日教規則第12号）  
この規則は、平成22年1月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月31日教規則第4号）  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月29日教規則第7号）  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年7月9日教規則第11号）  
この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年3月20日教規則第1号）  
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年6月4日教規則第12号）  
（施行期日）  
1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
2 この規則による改正前の福岡市総合図書館条例施行規則別記様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第6号及び様式第7号の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市総合図書館条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

別表第1  
付 属 設 備 使 用 料

種 別	区 別	単 位	金 額
照 明 設 備	ピンスポットライト	1 台	310円
	ホリゾンライト	1 式	1,000円
音 響 設 備	拡声装置	1 式	2,530円
	ステージスピーカー	1 対	1,000円
	コンデンサマイク	1 本	800円
	ダイナミックマイク	1 本	340円
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	1,520円
	CDプレーヤー	1 台	800円
	カセットデッキ	1 台	1,670円
	オープンデッキ	1 台	2,300円
	同時通訳装置	1 式	6,300円
舞 台 設 備	演台	1 台	730円
	バトン	1 本	730円
映 写 設 備	35ミリ映写機	1 台	6,050円
	16ミリ映写機	1 台	2,530円
	ハイビジョンプロジェクター	1 台	8,000円
	ビデオプロジェクター	1 台	2,530円
	ビデオデッキ	1 台	2,000円
	LDプレーヤー	1 台	2,000円
	スライドプロジェクター	1 台	1,670円
	オーバーヘッドプロジェクター	1 台	1,670円
	スクリーン	1 張	1,670円

備考

- この表に掲げる使用料は、午前10時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時まで（会議室については午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで及び午後4時から午後7時まで）をそれぞれ1回とした使用料とする。
- 午前10時から午後5時まで及び午後1時から午後10時まで（会議室については午前10時から午後5時まで及び午後1時から午後7時まで）の使用料については、それぞれ前項の1回とした使用料の額に2を乗じて得た額とし、午前10時から午後10時まで（会議室については午前10時から午後7時まで）の使用料については、同項の1回とした使用料の額に3を乗じて得た額とする。
- 前2項の区分による利用時間を超えて利用するときの使用料は、1時間までごとにこの表に掲げる使用料の額に0.25を乗じて得た額を加算する。

## 別表第2

## 複写手数料

区 分		単 位	金 額
モノクローム	A 3, A 4, B 4及びB 5	1枚につき	10円
カ ラ ー	A 3		80円
	A 4, B 4及びB 5		50円

備考 複写に用いる用紙の規格は、日本工業規格による。

## 別表第3

## 撮影等手数料

区 分			金 額	
撮 影	モノクローム	A	1点1回につき	220円
		B	1点1回につき	1,650円
	カ ラ ー	A	1点1回につき	440円
		B	1点1回につき	2,200円
模 写 ・ 模 造			1点1回につき	1,650円

備考 Aは学術研究を目的とする場合、Bは学術研究以外を目的とする場合とする。

## 別表第4

筑紫野市	春日市	大野城市	宗像市	太宰府市	古賀市	福津市
糸島市	那珂川町	宇美町	篠栗町	志免町	須恵町	新宮町
久山町	粕屋町					

(以下様式省略)



### 3. 図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）

最終改正 平成23年12月14日法律第122号

#### 第1章 総則

（この法律の目的）

**第1条** この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

**第3条** 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム of 収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

**第4条** 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

**第5条** 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
  - イ 司書補の職
  - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
  - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
- 一 司書の資格を有する者
  - 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

**第6条** 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

**第7条** 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

**第7条の二** 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

**第7条の三** 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

**第7条の四** 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

**第8条** 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

**第9条** 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

- 2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

## 第2章 公立図書館

（設置）

**第10条** 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

**第11条及び第12条** 削除

（職員）

**第13条** 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

（図書館協議会）

**第14条** 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

**第15条** 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

**第16条** 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

**第17条** 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

## 第18条及び第19条 削除

(図書館の補助)

**第20条** 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第21条及び第22条 削除

**第23条** 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

## 第3章 私立図書館

### 第24条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

**第25条** 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

**第26条** 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

**第27条** 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

**第28条** 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

**第29条** 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。但し、第17条の規定は、昭和26年4月1日から施行する。

(以下省略)

## 4. 学校図書館法 (昭和28年8月8日法律第185号)

最終改正 平成26年6月27日法律第93号

(この法律の目的)

**第1条** この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

**第2条** この法律において「学校図書館」とは、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。))及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。))において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。))を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

**第3条** 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

**第4条** 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
  - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
  - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
  - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
  - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連携し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

**第5条** 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

**第6条** 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

**第7条** 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

**第8条** 国は、第6条第2項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設定及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

## 附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

## 附 則 (平成26年6月27日法律第93号)

(施行期日)

- 1 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第6条第1項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 5. 著作権法（抜粋）（昭和45年5月6日法律第48号）

最終改正 平成26年6月13日法律第69号

（図書館等における複製等）

**第31条** 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第3項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第3項において同じ。）の複製物を1人につき1部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

## 6. 著作権施行令（抜粋）（昭和45年12月10日政令第335号）

最終改正 平成27年3月18日法律第74号

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

**第1条の3** 法第31条第1項（法律第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和25年法律第118号）第4条第1項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

- 一 図書館法第2条第1項の図書館
- 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学又は高等専門学校（次号において「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設
- 三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館
- 四 図書、記録その他著作物の原作品及び複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの。
- 五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの。
- 六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人（次条から第3条までにおいて「一般社団法人等」という。）が設置する施設で前2号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの。

## 7. 公文書館法 (昭和62年12月15日法律第115号)

最終改正 平成11年12月22日法律第161号

(目的)

**第1条** この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

**第3条** 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

**第4条** 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

**第5条** 公文書館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

**第6条** 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんを努めるものとする。

(技術上の指導)

**第7条** 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、交付の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

3 総理府設置法（昭和24年法律第127号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号の次に次の一号を加える。

7の2 公文書館法（昭和62年法律第115号）の施行に関すること。

**附 則**（平成11年12月22日法律第161号）（抄）

(施行期日)

**第1条** この法律は、平成13年1月6日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 8. 博物館法（抜粋）（昭和26年12月1日法律第285号）

最終改正 平成26年6月4日法律第51号

（この法律の目的）

**第1条** この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に  
関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与  
することを目的とする。

（定義）

**第2条** この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収  
集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、そ  
の教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料  
に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年  
法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、  
宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第  
103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。）を除く。）が設置  
するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」  
とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物  
館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記  
録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記  
録をいう。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

**第3条** 博物館は、前条第1項に規定する目的を達するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収  
集し、保管し、及び展示すること。
  - 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
  - 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、  
実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
  - 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
  - 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
  - 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び  
頒布すること。
  - 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助するこ  
と。
  - 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける  
文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
  - 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活  
動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
  - 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情  
報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
  - 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動  
を援助すること。
- 2 博物館は、その事業を行うに当っては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に  
学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

（入館料等）

**第23条** 公立博物館は、入館料その他の博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、  
博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

## 9. 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

**第1条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

**第2条** 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

**第3条** 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

**第4条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

**第5条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

**第6条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

**第7条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

**第8条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

**第9条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。



(子ども読書の日)

**第10条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

**第11条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 10. 文字・活字文化振興法 (平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

**第1条** この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

**第3条** 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

**第4条** 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第5条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

**第6条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

**第7条** 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

**第8条** 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

**第9条** 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

**第10条** 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

**第11条** 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

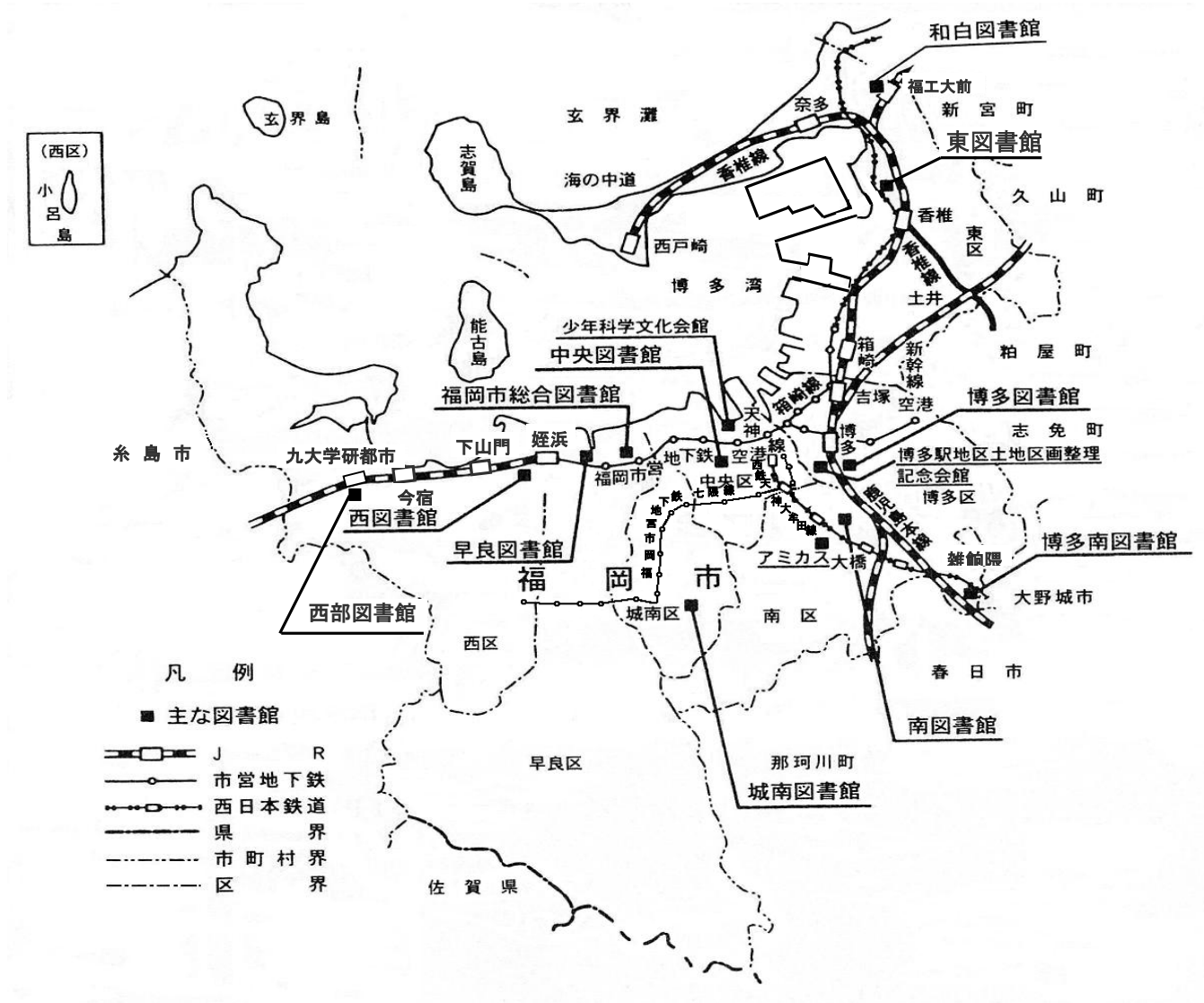
**第12条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## VI. 福岡市勢概要

### 1. 図書施設配置図



### 2. 面積、人口、世帯数

平成27年4月1日現在

区分	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (参考)
全市	343.38	1,523,537	759,351
東区	69.36	303,657	142,674
博多区	31.62	226,473	136,349
中央区	15.39	189,973	116,021
南区	30.98	254,198	119,613
城南区	15.99	129,990	64,522
早良区	95.87	215,924	94,430
西区	84.16	203,322	85,742

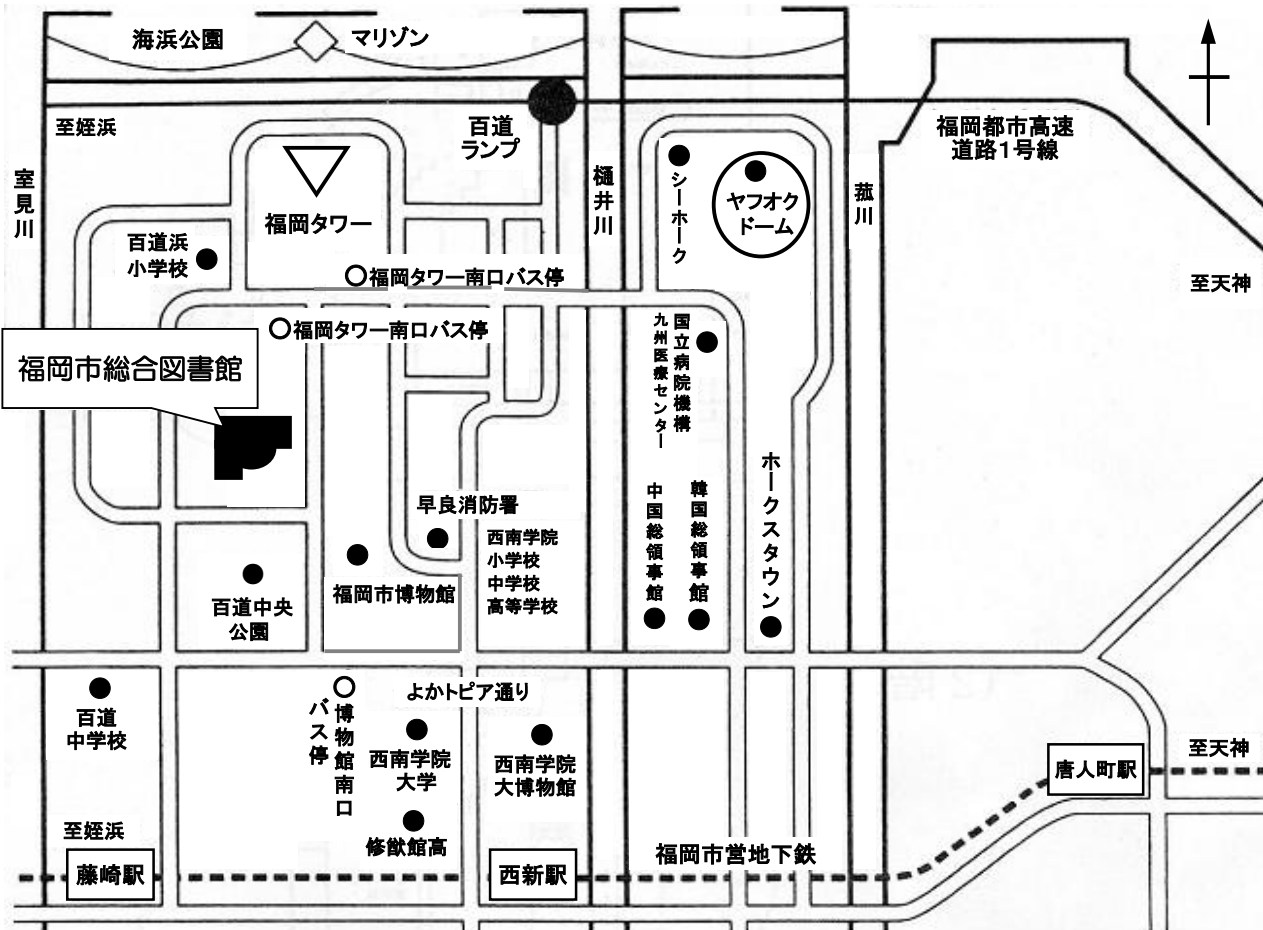
注(1) 面積は、国土院の平成26年10月1日現在「全国都道府県市区町村別面積調」による。

(2) 人口は、平成22年国勢調査結果確定値を基礎として、住民基本台帳の異動状況等から算出した人口

(3) 世帯数は、人口と同じ方法で算出した推計数

—福岡市統計調査課「福岡市推計人口」より—

◇ 位置 図



◇ 交通アクセス

市営地下鉄／西新駅又は藤崎駅下車徒歩15分

西鉄バス

〈博多駅から約25分〉 福岡タワー南口 (306, 312番) 下車徒歩3分  
 ・博多バスターミナル5, 6番のりば

〈天神から約20分〉 福岡タワー南口 (W1, W2, 302番) 下車徒歩3分  
 ・天神高速バスターミナル前A1のりば

〈西新から約9分〉 福岡タワー南口 (10, 15, 54-1, 94番) 下車徒歩3分  
 ・西新パレス前

〈藤崎から約6分〉 福岡タワー南口 (1, 1-5, 2-9, 40, 306, W1番) 下車徒歩3分  
 ・藤崎バスターミナル1番のりば

# 福岡市総合図書館新ビジョン

## 基本理念

市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、  
新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館

福岡市総合図書館では、図書館を取り巻く新たな環境変化に対応するため、これから目指すべき図書館像を基本理念として掲げ「福岡市総合図書館新ビジョン」を策定しました。

また、新ビジョンの中では、基本理念を実現するために、4つの新たな図書館像を定め、これからの図書館サービスを提供していきます。

## 4つの図書館像

誰もが楽しめる魅力ある図書館

さまざまな情報を求める市民に応える図書館

子どもと本をつないで豊かな心を育む図書館

総合図書館の特色をいかした図書館

「福岡市総合図書館新ビジョン」

- ・策定年月：平成26年6月
- ・計画期間：平成26年度～平成35年度（10年間）
- ・平成3年に策定した「福岡市新図書館基本計画」の後継となる基本計画
- ・重点的に取り組む具体的な施策・事業について5年ごとに事業計画及び成果指標を定め、計画的な推進を図っている。

※詳細は裏面を参照

# 福岡市総合図書館新ビジョン（概要版）

平成26年6月

## 基本理念

市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、  
新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館

総合図書館は、利用者の高度化・多様化するニーズに対応できる資料・情報を提供する生涯学習施設として、また、内部空間だけでなく外部空間も含めて、快適な空間を最大限に活用することにより、これまで図書館を利用したことのない人や観光客なども集う場を創出し、多くの市民がくつろぎ、楽しさを共有できる新たな情報・交流の拠点となる図書館を目指す

